

百〇五人なりしが、

明治廿七年 には外國へ行きし者六十七人 出で、他府縣へ寄留せし者八百〇七人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千九百七十六人なるに 他府縣より來りて寄留せし者七百五十三人 管内他郡市町村より來り寄留せし者千八百五十八人となり、

明治廿八年 には外國へ行きし者七十五人 出で、他府縣へ寄留せし者九百〇六人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者二千百〇七人なるに 他府縣より來りて寄留せし者八百六十九人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者千八百三十五人となり、

明治廿九年 には外國へ行きし者四十四人 出で、他府縣へ寄留せし者千〇〇四人 出で、管内他郡市町村へ寄

三池郡の出入

留せし者二千百十七人なるに 他府縣より來りて寄留せし者四百六十九人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者千七百三十三人なり。

(十七) 三池郡の異動人員

明治二十年 には外國へ行きし者五人 出で、他府縣へ寄留せし者百六十九人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者百人にして 他府縣より來りて寄留せし者千五百四十六人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者千四百三十四人なりしに、

明治廿七年 には外國へ行きし者百三十七人 出で、他府縣へ寄留せし者三百七十七人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者九百五十三人なるに 他府縣より來りて寄留せし者二千二百四十九人 管内他郡市町村より來りて寄

留せし者五千〇九十一人となり、

明・治・廿・八・年 には外國へ行きし者三十人 出で、他府縣

へ寄留せし者三百〇五人 出で、管内他郡市町村へ寄留

せし者七百五十二人なるに 他府縣より來りて寄留せし

者千九百十五人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者

四千六百六十八人となり。

明・治・廿・九・年 には外國に行きし者二十三人 出で、他府

縣へ寄留せし者三百十二人 出で、管内他郡市町村へ寄

留せし者九百十八人なるに 他府縣より來りて寄留せし者

二千二百〇八人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者

五千百七十八人となれり。

企救郡の出

(十八) 企救郡の異動人員

明・治・二・十・年 には外國へ行きし者二十六人 出で、他府

縣へ寄留せし者三百五十四人 出で、管内他郡市町村へ

寄留せし者三百〇五人にして 他府縣より來りて寄留せ

し者二千〇六十七人 管内他郡市町村より來りて寄留せ

し者九百五十八人なりしに、

明・治・廿・七・年 には外國へ行きし者百六十八人 出で、他

府縣へ寄留せし者五百十三人 出で、管内他郡市町村へ

寄留せし者九百二十九人なるに 他府縣より來りて寄留せ

し者八千六百三十五人 管内他郡市町村より來りて寄留

せし者五千八百三十三人となり。

明・治・廿・八・年 には外國へ行きし者百二十二人 出で、他

府縣へ寄留せし者五百九十七人 出で、管内他郡市町村

へ寄留せし者九百八十五人なるに 他府縣より來りて寄

留せし者一萬二千七百六十八人 管内他郡市町村より來

田川郡の出

りて寄留せし者八千三百〇一人となり、

明治廿九年 には外國へ行きし者百三十二人 出で、他府縣へ寄留せし者七百五十七人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千二百二十五人なるに 他府縣より來りて寄留せし者一萬四千五百七十五人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者九千九百十六人となれり。

(十九) 田川郡の異動人員

明治二十年 には外國へ行きし者七人 出で、他府縣へ寄留せし者百二十五人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者百五十一人にして 他府縣より來りて寄留せし者二百五十四人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者五百六十一人なりしに、

明治廿七年 には外國へ行きし者百十九人 出で、他府

縣へ寄留せし者二百十三人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者七百八十三人なるに 他府縣より來りて寄留せし者千二百三十九人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者二千八百九十八人となり、

明治廿八年 には外國へ行きし者百十一人 出で、他府縣へ寄留せし者二百二十五人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者九百〇四人なるに 他府縣より來りて寄留せし者千四百十六人 管内他郡市町村より來りて寄留せし者三千百二十三人となり、

明治廿九年 には外國へ行きし者八十九人 出で、他府縣へ寄留せし者二百八十四人 出で、管内他郡市町村へ寄留せし者九百九十六人なるに 他府縣より來りて寄留せし者千四百四十一人 管内他郡市町村より來りて寄留

入京郡の出

せし者三千三百〇三人となれり。

(二十)京郡の異動人員

明治二十年 には元京都仲津二郡を合し、外國へ行きし者十二人、出で、他府縣へ寄留せし者六百十九人、出で、管内他郡市町村へ寄留せし者六百九十人にして、他府縣より來りて寄留せし者二百八十五人、管内他郡市町村より來りて寄留せし者七百二十四人なりしに、

明治廿七年 には元前二郡を合し、外國へ行きし者八十九人、出で、他府縣へ寄留せし者六百六十三人、出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千七百十一人なるに、他府縣より來りて寄留せし者八百六十三人、管内他郡市町村より來りて寄留せし者千八百十三人となり、

明治廿八年 には元前二郡を合し、外國に行きし者九十一人、出で、他府縣へ寄留せし者六百三十九人、出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千八百五十四人なるに、他府縣より來りて寄留せし者九百七十四人、管内他郡市町村より來りて寄留せし者千九百八十二人となり、

明治廿九年 には外國へ行きし者百十六人、出で、他府縣へ寄留せし者八百七十二人、出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千九百七十一人なるに、他府縣より來りて寄留せし者千五百五十五人、管内他郡市町村より來りて寄留せし者二千〇六十五人となれり。

入築上郡の出

(二十一)築上郡の異動人員

明治二十年 には元築城上毛二郡を合し、外國へ行きし者十六人、出で、他府縣へ寄留せし者四百七十四人、出で、管内他郡市町村へ寄留せし者五百五十六人にして、他府

縣より來りて寄留せし者三百四十五人。管内他郡市町村より來りて寄留せし者二百九十五人なりしに、
 明治廿七年には元前二郡を合し、外國へ行きし者百七十一人。出で、他府縣へ寄留せし者六百五十四人。出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千三百三十二人なるに、他府縣より來りて寄留せし者七百二十五人。管内他郡市町村より來りて寄留せし者千〇二十八人となり、
 明治廿八年には元前二郡を合し、外國へ行きし者百四十四人。出で、他府縣へ寄留せし者六百八十三人。出で、管内他郡市町村へ寄留せし者千五百三十九人なるに、他府縣より來りて寄留せし者七百五十八人。管内他郡市町村より來りて寄留せし者千〇六十三人となり、
 明治廿九年には外國へ行きし者百四十三人。出で、他

府縣へ寄留せし者七百七十七人。出で、縣内他郡市町村へ寄留せし者千七百十九人なるに、他府縣より來りて寄留せし者六百五十九人。縣内他郡市町村より來りて寄留せし者千四百〇六人なり。

教育

汎論

第三編 教育

第一章 汎論

縹緲として際涯なき大平洋頭に浮現せる叢藪たる東洋の一
 孤島變幻機巧極まりなき宇内列強の間に介立し天下の大勢
 に鑑みて深く往に徴指し來に達觀し機を制し變を捉へ勝策
 を千里の外に決する智に非ずんば何を以てか克く之を成さ
 んや帶甲百萬艦艘幾千強勇無比向ふ所前なしとするも慄慄
 暴戾強者弱輩を歴し忠孝を銜飾し仁義を欺裝し貧貧破倫飽
 くを知らず晝潛み夜行て罪囚多端の國費を浪費す國家の
 大患焉より甚だしきはなし徳に非ずんば何を以てか能く之
 を匡さん智を育し徳を教ふる詮じ來れば富國強兵の根底に
 して吾人の幸福實に之に過ぐるものなし。

世界の大潮は咆吼激漲蓋々乎として生存競争の亂渦中に闘

奔し優勝劣敗の大禍機は刻々刹那吾人の頭上を掠めて去る
 由來東方の君子國純樸風をなすと雖も苟も齷齪として彼の
 島國的卑近の根情ならんには遂に斯の一大戦線に足跡を印
 するを得せしめず嗚呼將來の日本帝國は最も多事にして最
 も多災なり斯の帝國を相續し斯の帝國を料理すべき國民の
 資格は何胡が夫れ因循の姑息主義にして可ならんや吾人の
 大に鑑戒を加へて遠く悠久の宏策を建つべきもの國民教育
 の普及を圖るより急なるはなし。

本邦維新以降學制を創定してより廢更一にして足らず各地
 各年種々の障碍なきに非ざりしも上督責強制獎勵訓戒を加
 へ下教育の忽に附すべからざるを悟り一般の向學心より漸
 次修學者の數を増加するに至れり然れども教育普及てふ美
 辭の上より觀れば前途猶悠遠なるを覺ふるものあり殊に女

子教育の點に至りては上下擧て一大の奮勵を用ひずんば今日の憾みを滌ぐ能はざるべし。

本縣下の教育は稱して全國中優等の位置を占むといふ知らず果して其何れの點に於て然るか此の賞聲は未だ俄に今日に於て發すべからざる音吐なり試みに既往十數年に遡りて之を徵すれば吾人は其異大なる長足の進歩あるを發見すと雖も是單に福岡縣に於ける或る程度の發育にして尙以て深く誇稱するに足らず全國を達觀すれば大に我を凌駕する優等の郡縣數多あるを知らずや先づ近く明治二十八年の現實に就て之を想へ我が

福岡縣 は學齡兒童百人中比例修學者男子七十七人奇
零九步三厘 女子四十一人奇零一步六厘たる間に

長野縣 の學齡兒童百人中比例修學者男子八十六人奇

零五步九厘 女子四十七人奇零七步五厘たるあり

群馬縣 の學齡兒童百人中比例修學者男子八十二人奇

零六步二厘 女子五十一人奇零九步九厘たるあり。

静岡縣 の學齡兒童百人中比例修學者男子八十四人奇

零〇八厘 女子五十五人奇零三步一厘たるあり。

三重縣 の學齡兒童百人中比例修學者男子八十三人奇

零三步 女子五十八人奇零三步七厘たるあり。

其他滋賀石川富山宮城山口島根諸縣の如き悉く我の及はざるを遠きもの夫れ爾り果して然らば其優勝の地位を占むと云ふもの之を中等教育の點にありとするか。

縣下の中等教育は實に全國の各地方に比類なき發達を呈す。明治二十八年十二月末日の現調に仍れば管下の尋常中學校數は四個所にして其の生徒は二千百〇九人たり之を全國の

公私立中學校に在る生徒數に對比すれば、主府たる東京に於ける六千五百五十人を除くの外斯かる多數の中等教育を受くる處あるを見ず、盛は則ち盛なりと雖も、國家の教育は毫も偏倚の現象あるを怡ばざるなり。一人の學者を得て百人の無智を出さんよりは、千人の文字あるものを製りて一人の學者なきにも若かず。教育の普及は其の均衡を保つを以て最上と、なす。兩々相俟て進行するに非れば、單り中等教育の發達のみを以て自ら大に許す能はざるなり。

倘し夫れ方今雲の如く集まれる鏘々たる斯道達識の士が營々將來を計畫しつゝ、われば庶幾くは異年家に不文の徒なく、郷に無學の族なきに到り、吾人、江洋の嘆を塞ぐを得んか、教育者の責任と父兄の義務とは其擔當決して輕小に非るなり。

教育普及

第二章 教育の普及

就學兒童の増加

難哉教育の普及や、頑迷の父兄は論すも至らしめず、向學の心ある子弟は招かずして來るも、或は疾病の爲めに、或は貧窮の爲めに、避くべからざる當然の事故を以て教育を受くべからざるものあり、家庭の教養完からざるが故に、良果を結はざるものあり、國家は是等可憐の愛兒を保護して撫育餘す所なからんとするも、奈何せん、諸種の障害は毎に前程に蟠屈して容易に剪除すべからず、當事者の頭腦を碎く蓋し所以なきに非ず、月に年に致々として是が計營畫策に念ひを凝らしつゝ、あるなり。

本縣管内に於ける教育施設の結果は年を経るに従ひ最も怡ぶべき良蹟を呈し、吾人が希望を充たすの期も決して遠きにあらずらんとす、過去十數年來の事實は之を證明して餘りあり、請ふ視よ。

明治十五年 には學齡兒童百人中修學せし者三十八人
奇零八歩 不修學者の内初等科を率へざる者六人奇零
三步九厘 全く教育なき者五十四人奇零八歩一厘 合
計六十一人奇零二歩にして、

明治十六年 には學齡兒童百人中修學せし者三十八人
奇零八歩二厘 不修學者の内初等科を卒へざる者六人
奇零三步九厘 全く教育なき者五十四人奇零四歩 合
計六十一人奇零一歩八厘なりしに

明治十七年 には當時商工業沈衰の爲め稍前年の進路
を遮り學齡兒童百人中修學せし者三十七人奇零五歩 不
修學者の内初等科を率へざる者七人奇零四歩五厘 全
く教育なき者五十五人奇零〇五厘 合計六十二人奇
零〇五歩となり。

明治十八年 には比年民力困憊の餘を享けし結果とし
て更に不良の成績を呈し學齡兒童百人中修學者三十六
人奇零一歩三厘 不修學者の内初等科を率へざる者六
人奇零五歩六厘 全く教育なき者五十七人奇零三步一
厘 合計六十三人奇零八歩七厘なりしもの

明治廿三年 には飛躍して學齡兒童百人中修學者四十
六人奇零五歩五厘 不修學者五十三人奇零四歩五厘と
なり。

明治廿四年 には學齡兒童百人中修學者五十人奇零八
歩二厘 不修學者四十九人奇零一歩八厘となり。

明治廿五年 には學齡兒童百人中修學者五十六人奇零
九歩一厘 不修學者四十三人奇零九厘となり。

明治廿六年 には學齡兒童百人中修學者五十九人奇零

二步一厘 || 不修學者四十人 奇零七步九厘となり。

明治廿七年 には學齡兒童百人中、修學者六十人 奇零五

步八厘 || 不修學者三十九人 奇零四步二厘となり。

明治廿八年 には學齡兒童百人中、修學者六十人 奇零四

步六厘 || 不修學者三十九人 奇零五步四厘となり。

明治廿九年 には學齡兒童百人中、修學者六十六人 奇零

六步二厘 || 不修學者三十三人 奇零三步八厘となり。

明治三十年 には愈進んで學齡兒童百人中、修學者七十

人 奇零三步八厘 || 不修學者二十九人 奇零六步二厘とな

るに至る

是れ豈に著大の進歩にあらずとせんや、是を以て之を推せば

自今以往餘年を閑せずして、眞個普及の光輝を發耀するを得

べけんか。

教師増員

第三章 小學教師の増員

就學者の數増加するに従ひ之が訓導者たる教師の數も、勢ひ増加せざるべからず、教育の普及を圖ると同時に教師の増員を企て完全なる有資格者を以て之に充てんとは最も必須の業たり。本縣就學者の數は上陳の如く、歲次其盛を見るに至りしより、教師の員數に不足を告げ、需用の聲到る所に喧宣せられ、當事者刻下役々其途を講議し、滋す進んで企劃する所あれば、將來教育の普及と俱に着々其實績を擧ぐるを得ん。

教師各年の増加

既往十數年以前の事は容易に今日と比較すべからざるものありと雖も、試みに縣下に於ける教師の狀態奈何なりしかを對照せんに

明治十四年 には卒業證書を有するもの二百六十人 ||

教員免狀を有するもの四百九十人 || 合計七百五十人にして

明治十五年 には卒業證書を有するもの二百八十六人
|| 教員免狀を有するもの五百二十五人 || 合計八百十一人となり。

明治十六年 には卒業證書を有するもの三百〇一人 || 教員免狀を有するもの九百十四人 || 合計千二百十五人となり。

明治十七年 には卒業證書を有するもの二百五十七人 || 教員免狀を有するもの六百十一人 || 合計八百六十八人となり。

明治十八年 には卒業證書を有するもの二百八十二人 || 教員免狀を有するもの八百九十六人 || 合計千七百七十八人なりしに

明治廿五年 には尋常本科正教員九百〇九人 || 同準教

員百十四人 || 同雇教員八百六十四人 || 高等本科正教員二百三十一人 || 同準教員十人 || 同雇教員百〇五人 || 高等専科正教員八人 || 同雇教員四十六人 || 合計正準教員千二百七十二人 || 雇教員千〇十五人となり。

明治廿六年 には尋常本科正教員七百八十六人 || 同準教員四百〇八人 || 同雇教員六百八十八人 || 高等本科正教員二百三十二人 || 同準教員六十一人 || 同雇教員六十九人 || 高等専科正教員四人 || 同準教員六人 || 同雇教員四十九人 || 合計正準教員千四百九十七人 || 雇教員八百〇六人となり。

明治廿七年 には尋常本科正教員八百五十七人 || 同準教員四百二十七人 || 同雇教員四百三十五人 || 高等本科正教員二百七十六人 || 同準教員四十九人 || 同雇教員五

十八人 高等専科正教員六人 同準教員十五人 同
教員四十二人 合計正準教員千六百三十人 同準教員五
百三十五人となり。

明治廿八年 には尋常本科正教員八百四十五人 同準
教員四百六十一人 同準教員五百二十三人 高等本科正
教員三百〇七人 同準教員六十二人 同準教員六十九
人 高等専科正教員八人 同準教員十二人 同準教員
四十人 合計正準教員千六百九十五人 同準教員六百三
十二人となり。

明治廿九年 には尋常本科正教員八百八十四人 同準
教員四百八十八人 同準教員四百三十三人 高等本科
正教員三百三十三人 同準教員五十三人 同準教員八
十五人 高等専科正教員九人 同準教員十七人 同準

教員六十八人 合計正準教員千七百八十四人 同準教員
五百八十六人となり。

明治三十年 には尋常本科正教員九百二十七人 同準
教員五百〇二人 同準教員四百人 高等本科正教員三
百四十六人 同準教員五十九人 同準教員百十一人 同
高等専科正教員六人 同準教員二十五人 同準教員八
十七人 合計正準教員千八百六十五人 同準教員五百九
十八人となり。

校数の徒に饒多なるは未だ以て必ずしも設備し了せりと謂
ふを得ざれども斯の如く完全なる有資格者の教師を増員せ
んとは其目的を到徹せしむるに於て異大の効績を歛むるを
得べし。

俸給増加

第四章 小學教員俸給額の増加

熟ら教育者の任務如何を惟れば其双肩に擔ふ所の職責や絶大至、重到底爾餘の職掌と同一視すべからざるなり、何を以て爾く謂ふ、曰く其波及する所の利害深且つ高にして未來永遠に亘るものあればなり、若し予をして極言するを得せしめば予は將に言はん、とす、教育頗る其宜しきを得、人たるの道に於て秋毫も缺ぐる所なからしめなば裁判轍すべく、警察廢すべく、監獄閉づべしと、是れ一片の空想に過ぎずと雖も教育者の掌裡には實に這般の實權を握るものと云ふべし、人あり動もすれば教育の善美ならんは學校に於てよりも寧ろ家庭に於て其大部を負ふを説く、爾り家庭の教養素より必要なり、而かも知らずや其家庭の教養者を育するものは果して何の力に憑て之を完ふせんとするかを教育者の任務夫れ重ひ哉、斯の如く重大なる職責を荷はしめし教育者に對し、社會が之

従前の俸給

に酬ふる所のもの甚だ渺きの感なきを得るか、請ふ既往に遡りて縣下の教員俸給額を查察せよ。

明治十三年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸五圓九十九錢九厘を給し、授業生及び助教には二圓九十六錢八厘を與へ。

明治十四年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸六圓四十錢六厘を給し、授業生及び助教には三圓二十七錢六厘を與へ。

明治十五年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸七圓二十七錢六厘を給し、授業生及び助教には三圓七十八錢六厘を與へ。

明治十六年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸七圓五十七錢を給し、授業生及び助教には三圓八十七

錢七厘を與へ。

明治十七年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸

六圓八十四錢三厘を給し 授業生及び助教には三圓三

十八錢を與へ。

明治十八年 には訓導及び準訓導一人に對し平均月俸

六圓四十六錢を給し 授業生及び助教には三圓十九錢

九厘を與へ居たり。

一般の民度概低下にして教育の觀念稍や迂遠なりし時代なりしとはいへ、其の待遇の尪薄なる回想すれば眞に痛恨の情に堪へず、苟も其大任を完ふせしめんとならば充分に優待の途を開き専心純念神髓を斯事に熱注して毫も後顧の患なき餘地を與へざるべからず、然らずんば誰か揚々として克く眞誠なる業務に耐へんや、舉茲に出でざる間は社會は偕に其罪

近時の俸給

を預たざるを得ず、豈に唯だ教育者の不備をのみ責むるの權能あらんや。

然れども世の進歩は漸次其必要を認め來り、序を追ふて禮待の針路に向はんとせり、即ち

明治廿五年 に至りて本科正教員男子には一人月額平

均八圓三十一錢六厘 同女子には七圓九十錢六厘を給

し 本科準教員男子には五圓七十五錢三厘 同女子に

は四圓五十錢を與へ 專科正教員男子には十一圓 同

女子には八圓を給するを得。

明治廿六年 には本科正教員男子に一人月額平均九圓

四十二錢四厘 同女子に七圓八十三錢三厘を給し 本

科準教員男子に五圓九十七錢四厘 同女子に六圓〇五

錢を與へ 專科正教員男子に八圓六十六錢七厘 同女

子には八圓を給し、専科準教員男子に七圓六十六錢七厘、同女子に五圓七十五錢を與へ。

明治廿七年 には本科正教員男子に一人月額平均九圓七十六錢四厘、同女子に七圓五十九錢八厘を給し、本科準教員男子に五圓七十二錢五厘、同女子に四圓七十五錢四厘を與へ、専科正教員男子に九圓六十錢、同女子に六圓を給し、専科準教員男子に七圓五十九錢二厘、同女子に四圓七十錢四厘を與へ。

明治廿八年 には本科正教員男子に一人月額平均十圓二十七錢三厘、同女子に七圓八十六錢六厘を給し、本科準教員男子に六圓二十五錢五厘、同女子に六圓十錢を與へ、専科正教員男子に九圓三十七錢五厘を給し、専科準教員男子に七圓、同女子に六圓五十七錢一厘を

與へ。

明治廿九年 には本科正教員男子に一人月額平均十圓四十三錢六厘、同女子に七圓九十三錢二厘を給し、本科準教員男子に六圓二十八錢五厘、同女子に六圓〇九錢一厘を與へ、専科正教員男子に十圓三十三錢三厘を給し、専科準教員男子に八圓六十錢、同女子に五圓四十一錢七厘を與へ。

明治三十年 には本科正教員男子に一人月額平均十一圓六十五錢五厘、同女子に九圓二十一錢四厘を給し、本科準教員男子に七圓八十九錢三厘、同女子に六圓十四錢四厘を與へ、専科正教員男子に十一圓八十三錢三厘を給し、専科準教員男子に七圓七十五錢、同女子に五圓二十錢五厘を與ふるに至れり。

之を過去の俸給額に比照すれば聊か以て意を満たすに足る
と雖も晩近生活の程度昂騰せし割合には未だ厚遇の域に進
めりと云ふを得ず、恩給或は加俸の制も今日に於ては容易に
教育者の満足を買ふ能はざらんか、爾かはわれど自然の必要
と社會の傾向とは次第に斯の方面に向ひて自ら趨勢を驅り
つゝあり否、必然爾くならざるべからざらん。

就學數別

第五章 各郡市の就學數

上章既論の如く縣下一般好學の氣風は歲毎に就學者の數を
増し、滋す進涉の妙域に運ばんとす、夫れ教育の普及とふは
寔に至難中の至困なる事業に屬し、今日播種して直に其秋稔
を明日に受けんとするか如き、卑近の問題に非ず、左れば其實
績を見んとするや、理に走りて得べからず、機を捉へて動かす
へからず、卓然として嚴定確立徐々として行き着々として歩

各郡市の就學數

み、今日一寸を伸べ、明日一分を張らざるべからず、其狀恰も一
縷の細條を以て丈尺の衣を織るに似たり、既往幾年の辛酸經
營は今將に以上の効果を事實に顯はさんとせり、明治十八年
は當時頻年民力疲弊の影響を蒙り、修學の兒童も稍減少し、施
設の上に一頓挫を來さんとせしも、爾來幾干ならずして之を
挽回し、遂に今日の好運に遭ふもの、今請ふ之を各郡市に割別
して進運一般の大勢を示さん。

福岡市 　に於て明治十八年、猶福岡區と稱する頃、修學者
は男子二千二百十二人、女子千二百八十四人、合計三
千四百九十六人にして、不修學者は男子千九百十七人
、女子二千七百九十一人、合計四千七百〇八人なりし
が、明治二十九年に及びて、修學者は男子三千三百十二
人、女子二千五百九十人、合計五千九百〇二人、不修

學者は男子四百九十九人、女子七百五十二人、合計千二百五十一人となり、三十年に至りて修學者は男子三千三百十二人、女子二千七百十八人、合計六千〇三十八人、不修學者は男子四百三十七人、女子七百九十七人、合計千二百三十四人となり、

粕屋郡

に於て明治十八年に修學者は男子二千三百八十八人、女子六百七十五人、合計三千〇六十三人にして、不修學者は男子千三百人、女子二千八百八十七人、合計四千八百七十七人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子三千二百六十八人、女子千九百六十九人、合計五千二百三十七人、不修學者は男子四百四十六人、女子千五百五十六人、合計二千〇二人となり、三十年に至りて修學者は男子三千二百六十三人、女子千

千九百十五人、合計五千七百七十八人、不修學者は男子四百六十七人、女子千六百四十二人、合計二千百〇九人となり、

宗像郡

に於て明治十八年に修學者は男子二千二百九十四人、女子四百二十六人、合計二千七百二十人にして、不修學者は男子千五百〇八人、女子三千百七十八人、合計四千六百八十六人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子三千百四十九人、女子千六百八十三人、合計四千八百三十二人、不修學者は男子四百六十一人、女子千八百〇七人、合計二千二百六十八人となり、三十年に至りて修學者は男子三千百八十一人、女子千六百十六人、合計四千七百九十七人、不修學者は男子百九十五人、女子九百三十八人、合計千百三十

三人となり、

遠賀郡 　に於て明治十八年に修學者は男子二千五百五十四人、女子四百四十人、合計二千九百九十四人にして、不修學者は男子二千二百十人、女子四千二百〇六人、合計六千四百十六人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子四千七百四十六人、女子二千八百七十八人、合計七千六百二十四人、不修學者は男子五百〇一人、女子二千二百四十一人、合計二千七百四十二人となり、三十年に至りて修學者は男子四千七百九十二人、女子二千八百四十一人、合計七千六百三十三人、不修學者は男子四百八十九人、女子二千二百十五人、合計二千七百〇四人となり、

鞍手郡

に於て明治十八年に修學者は男子二千四百人、

女子五百〇五人、合計二千九百〇五人にして、不修學者は男子二千〇九十一人、女子三千八百二十三人、合計五千九百十九人なりしに、明治二十九年に及びて修學者は男子四千六百十三人、女子二千二百六十四人、合計六千八百七十七人、不修學者は男子八百十三人、女子二千二百二十四人、合計二千九百三十七人となり、三十年に至りて修學者は男子四千三百二十二、女子二千三百十二人、合計六千七百三十四人、不修學者は男子六百四十三人、女子二千八百八十人、合計二千八百二十三人となり、

嘉穂郡

に於て明治十八年に猶嘉麻穂波二郡に分れし

頃修學者は男子二千九百五十二人、女子八百四十八人、合計三千八百人にして、不修學者は男子二千二百八

十六人、女子二千七百八十三人、合計五千〇六十九人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子四千〇九十一人、女子二千五百四十九人、合計七千六百四十人、不修學者は男子千四百十二人、女子二千七百六十一人、合計四千七百七十三人となり、三十年に至りて修學者は男子四千六百六十八人、女子二千二百七十七人、合計六千九百三十七人、不修學者は男子八百二十三人、女子二千五百五十九人、合計三千三百八十二人となり、朝倉郡に於て明治十八年に猶上坐、下坐、夜須の三郡に分れし頃修學者は男子三千四百九十三人、女子九百二十七人、合計四千四百二十人にして、不修學者は男子三千四百九十九人、女子五千二百五十七人、合計八千七百五十六人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は

男子五千四百〇一人、女子二千九百八十六人、合計八千三百八十七人、不修學者は男子千百十五人、女子二千九百三十七人、合計四千〇五十二人となり、三十年に至りて修學者は男子五千四百六十二人、女子三千三百二十六人、合計八千七百八十八人、不修學者は男子八百七十人、女子二千五百六十人、合計三千四百三十三人となり、

筑紫郡に於て明治十八年に猶那珂、御笠、席田の三郡に分れし頃修學者は男子二千七百五十五人、女子五百五十九人、合計三千七百〇五人にして、不修學者は男子二千六百〇七人、女子四千八百八十二人、合計六千七百八十九人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子四千六百六十六人、女子二千九百六十六人、合計七千五百

八十二人 不修學者は男子千百三十六人 女子二千二百六十六人 合計三千四百〇二人となり 三十年に至りて修學者は男子四千四百五十二人 女子二千七百二十六人 合計七千七百七十八人 不修學者は男子千百四十五人 女子二千三百三十七人 合計三千四百八十二人となり。

糸島郡 於て明治十八年に猶怡土志摩の二郡に分れし頃早良郡を合算して修學者は男子四千三百十六人 女子千七百八十一人 合計六千〇九十七人 不修學者は男子二千三百七十七人 女子四千六百三十九人 合計六千九百五十六人なりしに 明治二十九年に及び現今の糸島郡即ち當時の怡土志摩兩郡のみにて修學者は男子三千八百十四人 女子三千三百七十五人 合計七千百八十九人 不修學者は男子百七十五人 女子四百七十六

人 合計六百五十一人となり 三十年に至りて修學者は男子三千八百五十六人 女子三千四百七十七人 合計八千三百三十三人 不修學者は男子百五十一人 女子三百六十四人 合計五百五十五人となり猶ほ

早良郡 於ても別に明治二十九年に及びて修學者は男子二千百四十一人 女子千六百七十四人 合計三千八百十五人 不修學者は男子百八十七人 女子四百七十三人 合計六百六十六人となり 三十年に至りて修學者は男子二千〇八十八人 女子千六百〇一人 合計三千六百八十一人 不修學者は男子百七十七人 女子五百二十三人 合計六百九十三人となり。

三井郡 於て明治十八年に猶御井御原山本の三郡に分れし頃修學者は男子四千四百九十九人 女子千八百

八十八人 合計六千三百八十三人にして 不修學者は
 男子三千五百五十八人 女子五千七百九十六人 合計
 九千三百五十四人なりしに、明治二十九年に及びて修學
 者は男子五千三百九十人 女子三千〇十四人 合計八
 千四百〇四人 不修學者は男子千四百四十七人 女子二
 千六百七十六人 合計三千八百二十三人となり 三十
 年に至りて修學者男子は五千二百九十三人 女子二千
 七百六十四人 合計八千〇五十七人 不修學者は男子
 千二百〇九人 女子二千六百七十三人 合計三千八百
 八十二人となり、猶
 久留米市 に於ても別に明治二十九年に及び修學者は
 男子千六百八十三人 女子千二百二十九人 合計二千
 九百十三人 不修學者は男子百〇三人 女子三百十一

人 合計四百十四人となり 三十年に至りて修學者は
 男子千六百五十七人 女子千三百十八人 合計二千九
 百七十五人 不修學者は男子百十四人 女子二百四十
 九人 合計三百六十三人となり、
 浮羽郡 に於て明治十八年に猶ほ生葉竹野の兩郡に分
 れし頃修學者は男子二千六百五十一人 女子八百六十
 二人 合計三千五百十三人にして 不修學者は男子二
 千百九十三人 女子三千八百修六人 合計五千九百九
 十九人なりしが、明治二十九年に及びて修學者は男子
 三千七百七十八人 女子二千四百二十五人 合計六千
 二百〇三人 不修學者は男子四百九十五人 女子千六
 百四十一人 合計二千百三十六人となり 三十年に至
 りて修學者は男子三千七百七十七人 女子二千三百人

〓合計六千〇七十七人〓不修學者は男子六百十人〓女子千九百三十五人〓合計二千五百四十五人となり、

三〓瀨郡

〓に於て明治十八年に修學者は男子三千七百三十人〓女子八百六十七人〓合計四千五百九十七人にして〓不修學者は男子四千二百二十八人〓女子五千八百七十九人〓合計一萬〇〇七人なりしに〓明治二十九年に及びて修學者は男子六千二百十八人〓女子三千二百五十五人〓合計九千四百七十三人〓不修學者は男子千八百八十九人〓女子三千六百九十八人〓合計四千八百八十七人となり〓三十年に至りて修學者は男子六千二百九十人〓女子三千四百五十四人〓合計九千七百四十四人〓不修學者は男子千七百七十四人〓女子三千五百六十二人〓合計四千七百三十六人となり、

八〓女郡

〓に於て明治十八年に猶ほ上妻下妻の二郡に分れし頃修學者は男子三千八百九十三人〓女子九百〇七人〓合計四千八百六十六人となり〓三十年に至りて修學者は男子七千六百五十八人〓女子四千四百〇七人〓合計一萬二千〇六十五人〓不修學者は男子千二百四十六人〓女子三千三百十五人〓合計四千五百六十一人となり、

山〓門郡

〓に於て明治十八年に修學者は男子二千五百三

十九人 〓 女子六百〇六人 〓 合計三千四百四十五人にして
 〓 不修學者は男子四千三百十人 〓 女子五千九百四十八
 人 〓 合計一萬〇三百五十八人なりしが 〓 明治二十九年
 に及びて修學者は男子五千三百二十五人 〓 女子二千九
 百十二人 〓 合計八千二百三十七人 〓 不修學者は男子千
 三百五十四人 〓 女子三千二百四十九人 〓 合計四千六百
 〇三人となり 〓 三十年に至りて修學者は男子五千六百
 九十三人 〓 女子三千二百九十八人 〓 合計八千九百九十
 一人 〓 不修學者は男子千二百九十六人 〓 女子三千〇〇
 二人 〓 合計四千二百九十八人となり
 三〇 池郡 〓 に於て明治十八年に修學者は男子千四百二十
 五人 〓 女子二百四十二人 〓 合計千六百六十七人にして
 〓 不修學者は男子千八百二十七人 〓 女子二千九百五十

九人 〓 合計四千七百八十六人なりしが 〓 明治二十九年
 に及びて修學者は男子三千四百八十三人 〓 女子千七百
 三十四人 〓 合計五千二百七十七人 〓 不修學者は男七八百
 五十四人 〓 女子二千五百四十八人 〓 合計三千四百〇二
 人となり 〓 三十年に至りて修學者は男子三千五百〇六
 人 〓 女子千六百九十五人 〓 合計五千二百〇一人 〓 不修
 學者は男子九百三十九人 〓 女子二千六百七十九人 〓 合
 計三千六百十八人となり
 三〇 企救郡 〓 に於て明治十八年に修學者は男子二千六百六
 十一人 〓 女子八百三十九人 〓 合計三千五百人にして 〓
 不修學者は男子千九百六十六人 〓 女子三千五百六十五
 人 〓 各計五千五百三十一人なりしに 〓 明治二十九年に
 及びて修學者は男子四千八百六十五人 〓 女子二千八百

○三人 〓 合計七千六百六十八人 〓 不修學者は男子九百三十八人 〓 女子二千百〇五人 〓 合計三千〇四十三人となり 〓 三十年に至りて修學者は男子五千百三十七人 〓 女子二千八百九十五人 〓 合計八千〇三十二人 〓 不修學者は男子千百三十四人 〓 女子二千三百二十一人 〓 合計三千四百五十人となり、

田○川○郡 〓 於て明治十八年に修學者は男子千九百七十九人 〓 女子四百七十三人 〓 合計二千四百五十二人にして 〓 不修學者は男子千七百八十一人 〓 女子三千〇七十九人 〓 合計四千八百六十六人なりしに 〓 明治二十九年に及びて修學者は男子四千百十六人 〓 女子千五百九十四人 〓 合計五千七百十人 〓 不修學者は男子千二百〇八人 〓 女子三千〇八十八人 〓 合計四千二百八十八人となり 〓

三〇年に至りて修學者は男子四千四百三十五人 〓 女子千八百三十九人 〓 合計六千二百七十四人 〓 不修學者は男子千百二十五人 〓 女子二千五百二十三人 〓 合計三千六百四十八人となり、

京○都○郡 〓 於て明治十八年に猶ほ京都仲津の二郡に分れし頃修學者は男子二千八百三十二人 〓 女子七百二十人 〓 合計三千五百五十九人にして 〓 不修學者は男子二千〇七十九人 〓 女子三千八百廿三人 〓 合計五千九百〇二人なりしが 〓 明治廿九年に及びて修學者は男子四千〇八十二人 〓 女子千九百四十七人 〓 合計六千〇二十九人 〓 不修學者は男子九百六十七人 〓 女子二千八百六十七人 〓 合計三千八百三十四人となり 〓 三十年に至りて修學者は男子三千九百六十五人 〓 女子千九百四十四人

〓 合計五千九百〇九人 〓 不修學者は男子千〇五十五人
 〓 女子二千八百六十五人 〓 合計三千九百二十八人となり、
 築上郡 〓 於て明治十八年に猶は築城上毛の二郡に分
 れし頃修學者は男子三千七百十三人 〓 女子千百〇六人
 〓 合計四千八百十九人にして 〓 不修學者は男子千八百
 八十五人 〓 女子四千七百七十九人 〓 合計六千〇六十四人
 〓 なりしに 〓 明治廿九年に及びて修學者は男子四千八百
 三十一人 〓 女子二千五百廿四人 〓 合計七千三百五十五
 人 〓 不修學者は男子六百九十一人 〓 女子二千八百〇四
 人 〓 合計三千四百九十五人となり三十年に至りて修學
 者は男子四千七百九十七人 〓 女子二千五百三十二人 〓
 合計七千三百二十九人 〓 不修學者は男子九百十二人 〓
 女子二千八百六十五人 〓 合計三千七百七十七人となり、

更に全管を通じて其全般を窺へば明治十八年には就學者總
 數七萬千六百二十八人に過ぎずして不就學者は十二萬六千
 六百十六人の多きを占め其翌十九年も就學者總數七萬二千
 九百〇八人にして不就學者は十三萬五千二百六十六人なり
 しが二十九年に及びては就學者總數十四萬三千〇六十三人
 となり不就學者は六萬二千九百二十九人に減じ三十年に至
 りては就學者總數十四萬五千六百〇七人となり不就學者は
 六萬千二百八十三人たるを得たり其進歩實に偉數なりと謂
 ふべし。

第六章 小學費の収支

學費收支
支出の増加

教育の普及を圖らんが爲めには各郡市とも人民の膏血より
 成りし幾多の市町村費を擲ちて鋭意企劃する所輕少ならず、
 宜なり其効果の駁々として日に顯著なるを見るや觀よ明治

十六年には公立小學校として支出せしもの全管合計二十四萬〇四百六十一圓十八錢九厘、十七年には二十二萬四千七百四十一圓二十七錢五厘、十八年には二十萬〇八百九十五圓五十七錢三厘なりしに、明治二十九年には一飛倍加して四十五萬五千五百三十八圓となりしに非ずや、就學者數の増大素と是れ辛經苦營の果、決して異しむを要せざるなり。

市町村の公立小學校は財源を授業料、寄附金、積金、利子、市町村費、其他の雜収入等より採ると雖も、其最大部分は總て之を市町村費に仰ぐ、市町村の斯業に盡碎する亦尠少にあらざ、而して其支辨する所は教員の俸給に、諸給雜給に、借地借家費に、書籍器械費に、校舎の新築修繕費に、其他諸般の經費にあり、中に就て教員の俸給と校舎の新築修繕費は其多くを費やす所、今夫れ各郡市に於ける支出總額と之に擲つ市町村費とを比照

公立市町村費

せんが。

福岡市 在て明治十八年には總額一萬一千五百十七圓を支出して區費よりは一萬一千二百二十八圓を投じ、明治二十九年には總額一萬九千五百二十一圓を支出して市費よりは一萬二千八百五十二圓を擲ち。

粕屋郡 在て明治十八年には總額一萬〇二百四十一圓を支出して町村費より一萬〇二百〇八圓を投じ、明治二十九年には總額一萬二千百六十圓を支出して町村費より八千六百三十圓を擲ち。

宗像郡 在て明治十八年には總額七千二百六十八圓を支出して町村費より七千七百七十四圓を投じ、明治二十九年には總額一萬八千四百八十圓を支出して町村費より一萬四千八百五十六圓を擲ち。

遠賀郡 在て明治十八年には總額七千七百九十七圓

を支出して町村費より八千五百三十三圓を投じ(收支剩餘を生ず以下尙此事あり)明治二十九年には總額二萬

五千八百七十九圓を支出して町村費より二萬〇〇四十

三圓を擲ち。

鞍手郡 在て明治十八年には總額八千六百四十六圓

を支出して町村費より九千五百三十七圓を投じ明治二十九年には總額一萬七千六百二十圓を支出して町村

費より一萬四千二百八十七圓を擲ち。

嘉穂郡 在て明治十八年には元嘉麻、穂波二郡を合し

總額一萬四千四百七十圓を支出して町村費より一萬千七百十五圓を投じ明治二十九年には總額三萬五千四百八十六圓を支出して町村費より二萬〇六百十八圓を擲ち。

朝倉郡 在て明治十八年には元上坐、下坐、夜須三郡を

合し總額一萬千八百八十五圓を支出して町村費より一

萬〇〇九十八圓を投じ明治二十九年には總額三萬三千五百七十一圓を支出して町村費より二萬六千五百七十圓を擲ち。

筑紫郡 在て明治十八年には元那珂、御笠、席田三郡を

合し總額一萬千二百七十三圓を支出して町村費より一

萬〇四百六十七圓を投じ明治二十九年には總額一萬九千八百四十九圓を支出して町村費より一萬二千二百六十一圓を擲ち。

糸島郡 在て明治十八年には元怡土、志摩、早良三郡を

合し總額一萬四千八百四十八圓を支出して町村費より一萬五千二百五十圓を投じ明治二十九年には早良郡

を除き總額二萬八千四百十五圓を支出して町村費より二萬四千三百三十六圓を擲ち。猶ほ

早良郡 在て明治二十九年には別に總額一萬〇七百

四十七圓を支出して町村費より七千五百五十九圓を擲ち。

浮羽郡 在て明治十八年には元生葉、竹野二郡を合し

總額一萬〇〇五十三圓を支出して町村費より九千七百

二十七圓を投じ。明治二十九年には總額一萬七千六百

二十圓を支出して町村費より一萬四千二百八十七圓を

擲ち。

三井郡 在て明治十八年には元御井、御原、山本三郡を

合し總額一萬六千〇十四圓を支出して町村費より總額

一萬六千〇九十六圓を投じ。明治二十九年には總額二

萬〇百八十一圓を支出して町村費より一萬四千五百十

七圓を擲ち。猶ほ

久留米市 在て明治二十九年には別に總額一萬七千

九百三十六圓を支出して市費より一萬三千三千〇七圓

を擲ち。

三井郡 在て明治十八年には總額一萬三千二百六十

三圓を支出して町村費より一萬三千六百〇九圓を投じ

。明治二十九年には總額三萬五千四百六十九圓を支出

して町村費より三萬千六百二十一圓を擲ち。

八女郡 在て明治十八年には元上妻、下妻二郡を合し

總額一萬四千六百十一圓を支出して町村費より一萬四

千四百五十九圓を投じ。明治二十九年には總額二萬八

千三百二十九圓を支出して町村費より二萬三千〇六十

七圓を擲ち

山門郡 在て明治十八年には總額一萬千五百六十一圓を支出して町村費より九千百〇六圓を投じ明治二十九年には總額二萬二千六百八十六圓を支出して町村費より九千五百七十八圓を擲ち。

三池郡 在て明治十八年には總額六千六百五十九圓を支出して町村費より六千四百五十九圓を投じ明治二十九年には總額一萬五千二百二十七圓を支出して町村費より一萬千五百五十二圓を擲ち。

企救郡 在て明治十八年には總額九千〇〇七圓を支出して町村費より七千八百九十四圓を投じ明治二十九年には總額一萬六千六百圓を支出して町村費より八千六百六十三圓を擲ち。

田川郡 在て明治十八年には總額六千八百九十三圓

を支出して町村費より七千五百五十圓を投じ明治廿九年には總額一萬六千五百十八圓を支出して町村費より一萬二千二百四十七圓を擲ち。

京都郡 在て明治十八年には元京都仲津二郡を合し總額八千三百四十九圓を支出して町村費より八千九百十四圓を投じ明治廿九年には總額二萬五千八百二十八圓を支出して町村費より一萬八千七百六十二圓を擲ち。

築上郡 在て明治十八年には元築城上毛二郡を合し總額九千五百四十二圓を支出して町村費より九千七百六十七圓を投じ明治廿九年には總額一萬七千四百十六圓を支出して町村費より一萬二千三百三十四圓を擲ちたり。

是に由て之を觀れば明治十八年には全管を通じて各市町村

費より擲ちし小學公費は十九萬七千七百三十九圓なりしに明治廿九年には三十三萬千五百七十七圓たるに至れり、荷も費を投するに吝ならずして施設其宜しきを得れば奚ぞ夫れ實蹟の擧がらざらんを思へんや。

公學資産

第七章 各都市の小學資産

人恒の産なくんば恒の心なし、恒の心なくんば浮浪漂泊何れの日にか高揚なるを得ん、人安居ならざれば國家の生産は終に傾頽して支離滅裂の慘境に陥らん、是れ移して以て庠序計營の戒となすに足る、夫れ學校の基本強固なれば綱紀擧がり根底確立すれば萬障を排す、外製の事情に制せられて教育の普及を挫くが如きは斷じて之を將來に絶たざるべからず、累年各市町村が其樹立に銳意するは蓋し是れが爲めなり、然れども退きて方今の現況に照校すれば前程尙ほ遼遠なるの感

各都市公學資産

なくんばならず、試みに各都市に於ける經營の跡を描出せんか

福岡市 於て明治十八年には敷地價格八百〇七圓、建物價格一萬千百圓、圖書價格四百〇六圓、器械器具價格一

千五百六十六圓、積金四百七十二圓、合計一萬四千三百五十一圓なりしもの、明治廿九年には敷地價格二萬七千

二百六十三圓、建物價格三萬八千三百三十三圓、圖書價格七

百六十圓、器械標本價格千四百〇五圓、器具價格四千三百

七十五圓、基本金一千圓、合計七萬二千九百三十六圓となり。

粕屋郡 於て明治十八年には敷地價格千二百十六圓、建物價格七千七百七十一圓、圖書價格六百圓、器械器具價

格千六百七十七圓、積金二千三百十八圓、合計一萬三千五百八十二圓なりしもの、明治二十九年には敷地價格五千四百二十一圓、建物價格二萬八千〇三十一圓、圖書價格

千四百六十九圓、器械標本價格四千〇三十五圓、器具價格二千九百七十五圓、基本金四千五百二十七圓、並に所有地價格三千七百七十圓、合計四萬六千四百五十八圓となり。

宗像郡 於て明治十八年には敷地價格四百二十六圓、建物價格一萬二千〇七十圓、圖書價格二千百十圓、器械器具價格一千二百二十四圓、積金千二百八十七圓、合計二萬八千百十七圓なりしに、明治二十九年には敷地價格三千三百二十二圓、建物價格三萬四千六百六十一圓、圖書價格千二百四十一圓、器械標本價格千七百十五圓、器具價格二千三百十八圓、基本金四千五百十九圓、合計四萬七千六百七十六圓となり。

遠賀郡 於て明治十八年には敷地價格五百五十九圓、建物價格七千八百十四圓、圖書價格千百三十二圓、器械器

具價格千八百九十三圓、合計一萬千三百九十八圓なりしに、明治二十九年には敷地價格四千三百十四圓、建物價格四萬四千〇六十六圓、圖書價格二千三百三十二圓、器械標本價格四千四百五十五圓、器具價格三千〇四十八圓、積金千六百十六圓、合計五萬九千八百三十一圓となり。

鞍手郡 於て明治十八年には敷地價格七百九十三圓、建物價格六千四百〇九圓、圖書價格八百三十六圓、器械器具價格千四百五十六圓、積金六十二圓、合計九千五百五十六圓なりしに、明治廿九年には敷地價格千六百七十五圓、建物價格五萬七千二百二十四圓、圖書價格千五百五十七圓、器械標本價格三千〇九十九圓、器具價格三千二百七十八圓、積金五百八十四圓、合計六萬七千三百十七圓となり。

朝倉郡 於て明治十八年には元上坐、下坐、夜須三郡を

合し敷地價格二千二百九十四圓、建物價格七千六百五十二圓、圖書價格七百六十二圓、器械器具價格二千三百六十二圓、積金八千七百六十五圓、合計二萬千八百三十五圓なりしに、明治廿九年には敷地價格一萬三千圓、建物價格三萬六千二百九十六圓、圖書價格千八百八十六圓、器械標本價格三千四百四十四圓、器具價格三千九百六十九圓、基本金八千六百九十圓、並に所有地價三千五百五十四圓、合計七萬〇八百三十九圓となり。

嘉穂郡 於て明治十八年には元嘉摩、穂波二郡を合し敷地價格千〇五十八圓、建物價格六千六百八十五圓、圖書價格七百六十一圓、器械器具價格二千二百九十七圓、合計一萬〇八百〇一圓なりしに、明治廿九年には敷地價格五千五百六十四圓、建物價格五萬千九百八十九圓、圖書價

格千八百六十六圓、器械標本價格二千二百三十三圓、器具價格三千九百九十一圓、基本金千六百四十圓、並に所有地價格千〇十八圓、其他の物品五千〇三十一圓、合計六萬八千八百二十九圓となり

筑紫郡 於て明治十八年には元那珂、御笠、席内三郡を合し敷地價格千九百三十五圓、建物價格一萬〇八百十三圓、圖書價格千五百〇二圓、器械器具價格二千二百二十二圓、積金百〇六圓、合計一萬六千五百七十八圓なりしに、明治廿九年には敷地價格五千七百六十圓、建物價格二萬二千百〇四圓、圖書價格千九百三十三圓、器械器具價格千八百五十四圓、器具價格三千八百四十一圓、基本金七千六百五十四圓、合計三萬四千七百五十二圓となり

糸島郡 於て明治十八年には元怡土、志摩、早良三郡を

合し敷地價格千四百十八圓、建物價格一萬三千八百三十三圓、圖書價格九百一十一圓、器械器具價格二千六百〇七圓、積金七百七十二圓、合計一萬九千〇三十一圓なりしに、明治廿九年には早良郡を除き敷地價格五千四百二十二圓、建物價格二萬七千八百六十六圓、圖書價格千六百七十九圓、器械標本價格四千二百二十八圓、器具價格三千三百三十五圓、基本金三千二百二十圓、合計四萬五千六百五十圓となり、猶ほ

早良郡

に於ても明治二十九年には別に敷地價格三千〇三十五圓、建物價格一萬二千〇二十圓、圖書價格八百五十五圓、器械標本價格千三百三十五圓、器具價格二千〇七十二圓、基本金五千四百四十八圓、并に所有地價格三百圓、合計二萬四千七百六十五圓となり。

三井郡

に於て明治十八年には元御井、御原、山本三郡を合し敷地價格千八百五十圓、建物價格一萬〇二百六十五圓、圖書價格千七百七十四圓、器械器具價格三千八百八十五圓、合計一萬七千〇七十六圓なりしに、明治二十九年には敷地價格三千二百六十六圓、建物價格二萬四千八百九十四圓、圖書價格千六百七十七圓、器械標本價格二千四百八十二圓、器具價格三千八百〇四圓、基本金四千九百十九圓、并に所有地價格八十圓、合計四萬千二百二十二圓となり、猶ほ別に

久留米市

に於ては明治二十九年に敷地價格四千六百八十九圓、建物價格一萬五千五百九十七圓、圖書價格六百二十三圓、器械標本價格千八百八十四圓、器具價格千三百九十六圓、基本金七百四十八圓、合計二萬四千二百三十七圓

となり。

三〇 瀨郡 　に於て明治十八年には敷地價格九百六十六圓
 建物價格六千七百九十八圓圖書價格千六百四十六圓器
 械器具格價二千六百九十九圓積金三百六十三圓合計一
 萬二千四百七十二圓なりしに明治二十九年には敷地
 價格五千三百五十六圓建物價格三萬四千六百十九圓圖
 書價格千八百九十四圓器械標本價格二千五百四十二圓
 器具價格三千〇十四圓基本金二千二百〇三圓合計四萬
 九千六百二十八圓となり。

山門郡 　に於て明治十八年には敷地價格千七百七十二圓
 建物價格九千五百〇三圓圖書價格八百八十五圓器械器
 價二千六百五十圓積金一萬〇五百九十九圓合計二萬四
 千八百〇九圓なりしに明治二十九年には敷地價格三

千七百六十六圓建物價格一萬八千五百〇九圓圖書價格
 千〇十三圓器械標本價格千二百一十一圓器具價格千九百
 十四圓基本金一萬〇百五十二圓并に所有地價格二千四
 百圓合計三萬九千三百六十五圓となり。

三〇 池郡 　に於て明治十八年には敷地價格二百四十八圓
 建物價格三千四百四十四圓圖書價格六百五十一圓器械
 器具價格千二百六十五圓積金十六圓合計五千六百二十
 四圓なりしに明治二十九年には敷地價格千七百四十
 五圓建物價格一萬九千二百五十圓圖書價格七百八十圓
 器械標本價格千八百〇八圓器具價格九百四十八圓基本
 金三百三十圓合計二萬四千八百六十一圓となり。

八〇 女郡 　に於て明治十八年には元上妻下妻二郡を合し
 敷地價格千四百五十九圓建物價格一萬三千八百二十六

圓圖書價格三千百十五圓器械器具價格三千二百七十四圓積金二千九百〇一圓合計二萬四千五百七十五圓なりしに明治二十九年には敷地價格三千三百圓建物價格二萬九千二百七十七圓圖書價格二千百八十二圓器械價格三千八百八十八圓器具價格四千九百五十七圓基本金一萬一千百〇五圓合計五萬四千七百〇九圓となり。

浮羽郡 於て明治十八年には元生葉竹野二郡を合し敷地價格千百三十四圓建物價格九千六百三十四圓圖書價格九百七十七圓器械器具價格二千六百三十二圓積金千百五十圓合計一萬五千五百二十七圓なりしに明治二十九年には敷地價格二千七百五十四圓建物價格二萬五千四百二十五圓圖書價格千七百九十一圓器械標本價格二千二百六十二圓器具價格三千百七十七圓基本金七

千四百九十五圓并に所有地價格三千七百五十六圓合計四萬六千六百六十圓となり。

企救郡 於て明治十八年には敷地價格五千六百七十七圓建物價格六千八百五十三圓圖書價格千〇十三圓器械器具價格千七百五十一圓積金千五百九十三圓合計一萬六千八百八十七圓なりしに明治二十九年には敷地價格二萬七千五百三十一圓建物價格二萬九千〇五十圓圖書價格千四百五十六圓器械標本價格二千〇十五圓器具價格三千四百七十六圓基本金千三百二十四圓并に所有地價格六千二百五十六圓其他の物品五十八圓合計七萬千百六十六圓となり。

田川郡 於て明治十八年には敷地價格三百九十四圓建物價格二千二百六十九圓圖書價格四百〇六圓器械器具

具價格八百二十九圓積金千六百九十八圓合計五千五百九十六圓なりしに明治二十九年には借地價格は之を省き建物價格二萬六千七百七十二圓圖書價格千二百十五圓器械標本價格千五百〇六圓器具價格千七百六十七圓基本金千九百四十四圓并に所有地價格六千三百八十四圓家屋價格一萬四千四百二十六圓其他の物品四百〇五圓合計五萬三千八百十九圓となり。

京都郡

に於て明治十八年には元京都仲津二郡を合し

敷地價格三百〇二圓建物價格四千二百十五圓圖書價格九百六十八圓器械器具價格千二百七十三圓積金六百七十圓合計七千四百二十八圓なりしに明治二十九年には敷地價格二千九百三十三圓建物價格一萬四千六百六十二圓圖書價格八百四十九圓器械標本價格九百四十八圓

器具價格六百三十圓基本金四千五百三十三圓合計二萬四千〇五十五圓となり。

築上郡

に於て明治十八年には元築城上毛二郡を合し

敷地價格七百四十四圓建物價格六千九百六十一圓圖書價格七百六十七圓器械器具價格千八百九十五圓積金二百〇八圓合計一萬〇五百七十五圓なりしに明治二十九年には敷地價格三千〇〇七圓建物價格二萬四千四百五十一圓圖書價格千二百七十七圓器械標本千九百三十五圓器具價格千二百七十二圓基本金四千八百〇四圓合計三萬六千七百四十六圓となり。

以上の積算は或は正確を欠ぐものもあるべく或は悉く資産と見做すべからざるものもあらんも各都市一般の大勢は之を諒知し得て餘りあるなり。管だ夫れ自今以往基本財産の増

殖を疆固なる根底の上に樹立せんとは最も力を注ぐべき點なりとす。

校數生徒

郡市の校數生徒

第八章 現在の小學校及び其生徒

最近の調査によれば縣下各郡市に於ける小學校及び其生徒數は

福岡市 在ては生徒四千三百五十九人にして之を學

校數七個所に平分すれば一校に就き六百二十三人を引

受け、教授者一人に對し四十六人を擔當する割合となり、

粕屋郡 在ては生徒四千二百三十五人にして之を學

校數三十個所に平分すれば一校に就き百四十一人を引

受け、教授者一人に對し四十八人を擔當する割合となり、

宗像郡 在ては生徒四千〇五十二人にして之を學校

數二十四個所に平分すれば一校に就き百六十九人を引

受け、教授者一人に對し四十八人を擔當する割合となり、

遠賀郡 在ては生徒六千四百十六人にして之を學校

數三十四個所に平分すれば一校に就き百八十九人を引

受け、教授者一人に對し四十九人を擔當する割合となり、

鞍手郡 在ては生徒五千五百五十三人にして之を學

校數三十八個所に平分すれば一校に就き百四十六人を

引受け、教授者一人に對し四十五人を擔當する割合とな

り、

嘉穂郡 在ては生徒五千九百五十九人にして之を學

校數三十八個所に平分すれば一校に就き百五十七人を

引受け、教授者一人に對し四十九人を擔當する割合とな

り、

朝倉郡 在ては生徒六千九百二十六人にして之を學

校數四十八個所に平分すれば一校に就き百四十四人を引受け教授者一人に對し四十三人を擔當する割合となり、

筑紫郡 在ては生徒五千九百八十四人にして、之を學校數三十五個所に平分すれば一校に就き百七十一人を引受け教授者一人に對し四十八人を擔當する割合となり、

糸島郡 在ては生徒六千二百七十七人にして、之を學校數二十九個所に平分すれば一校に就き二百十六人を引受け教授者一人に對し五十六人を擔當する割合となり、

早良郡 在ては生徒三千二百九十四人にして、之を學校數十五個所に平分すれば一校に就き二百二十人を引受け教授者一人に對し五十二人を擔當する割合となり、

久留米市 在ては生徒二千四百八十二人にして、之を學校數四個所に平分すれば一校に就き六百二十一人を引受け教授者一人に對し四十六人を擔當する割合となり、

浮羽郡 在ては生徒四千八百三十三人にして、之を學校數二十二個所に平分すれば一校に就き二百二十人を引受け教授者一人に對し五十一人を擔當する割合となり、

三井郡 在ては生徒六千五百五十五人にして、之を學校數三十八個所に平分すれば一校に就き百七十三人を引受け教授者一人に對し四十六人を擔當する割合となり、

り、

三瀨郡[△] に在ては生徒七千七百七十八人にして、之を學

校數三十七個所に平分すれば一校に就き二百十人を引

受け、教授者一人に對し五十三人を擔當する割合となり、

八女郡[△] に在ては生徒八千五百三十五人にして、之を學

校數五十二個所に平分すれば一校に就き百六十四人を

引受け、教授者一人に對し五十八人を擔當する割合とな

り、

山門郡[△] に在ては生徒六千八百十八人にして、之を學校

數三十一個所に平分すれば一校に就き二百十七人を引

受け、教授者一人に對し五十二人を擔當する割合となり、

三池郡[△] に在ては生徒四千三百〇七人にして、之を學校

數十九所に平分すれば一校に就き二百二十七人を引受

け、教授者一人に對し四十六人を擔當する割合となり、

企救郡[△] に在ては生徒五千九百五十五人にして、之を學

校數四十一個所に平分すれば一校に就き百四十五人を

引受け、教授者一人に對し四十三人を擔當する割合とな

り、

田川郡[△] に在ては生徒四千四百九十七人にして、之を學

校數二十五個所に平分すれば一校に就き百八十人を引

受け、教授者一人に對し五十二人を擔當する割合となり、

京都郡[△] に在ては生徒五千〇四十四人にして、之を學校

數三十三個所に平分すれば一校に就き百五十三人を引

受け、教授者一人に對し四十七人を擔當する割合となり、

築上郡[△] に在ては生徒六千百十三人にして、之を學校數

四十個所に平分すれば一校に就き百五十三人を引受け、

教授者一人に對し五十一人を擔當する割合となるなり

諸學校
沿革

第九章 縣下の各種學校

第一節 沿革

縣下の中等教育は其發達の點に於て全國に誇るに足るものあるとは先章既に之を概陳せり、抑も學校の設備や始めは廣漠として學規の整然たるものなく、維新以前に在ては藩立に非れば各個の私塾にして其の教ふる所のものは漢籍に非れば則ち國學、否らざれば彼の純粹なる寺小屋流たるを免がれざりき、而かも此の學風は永く維新以降に迨ぼし到る所斯種の學校あるを見る、爾來英學行はるれば英學を教へ、數學の必要起れば數學を授け、世の風潮に隨ひて或は興り或は僵れ規矩の確定せしものなかりしが、百般の開進は漸次文明の眞意義を傳へ來り、學は專ならざるべからず、規は完ならざるべからざるを促すの機運に向ひ、幾多の變革を経て終に今日ある

に至りしなり。

人文の幼稚なる時代に於て多數の學校を各所に興すは其校基に於て其教授者に於て其學科に於て到底完全なる能はざるは事理の賅易き所、明治十三年には縣立に係る中學校六ヶ所、支校十二ヶ所あり、十四年には更に一ヶ所を加へ、十五年には縣立に係る中學校九ヶ所、町村立に係るもの九ヶ所となり、十六年には縣立に三ヶ所を減じ、町村立に四ヶ所を加へしに、十七年に至り町村立中學校七ヶ所を減じ、十八年に至り更に減じて縣立中學三ヶ所のみを残すに至れり、是、他なし、校基を確立し、教授者を撰任し、學科を完備し、以て十全の教育を施さん爲めの必要にして寧ろ自然の理勢と云ふを得べし、即ち其三縣立中學校は福岡、久留米、豊津にありて、當時福岡中學校は初等科及び中等科を、久留米、豊津の兩中學校は單に初等科を

置き互に氣脈を通ぜしめぬ。

明治十九年に至り勅令第十五號中學校令發布の結果として福岡中學校のみ縣立尋常中學校となり、二十二年に至り之を廢して縣立修猷館(修猷館は十八年七月縣立となれり)に合し縣立尋常中學修猷館と稱へ、久留米中學校は一旦私立となりしも二十二年三月久留米尋常中學明善校と名づけられて縣立となり、豊津中學校は二十年四月縣立豊津尋常中學校となり、孰れも代用中學たるに至れり。

是より先き明治十二年、元那珂郡春吉村に福岡醫學校を起し甲種の資格を得て卒業生は醫術開業特許の公認を受け十七年乙種醫學校を併設し、十三年同郡同村に農學校を興し、第二種の教則とせしが生徒の遊ぶもの多からず、後何れも縣會の議決に依り之を廢し、二十一年區立福岡商業學校を開きしも

久しからずして廢校となり、又た獸醫學校は十九年を以て元夜須郡甘木町に開かれ、私立博多幼稚園は二十一年五月に設られしも、方今は其跡を絶てり、其他藥學校、商業學校等各種の學校興廢限りなしと雖も之を省略し、目今現存する所のものに就き以下追項記述せん。

師範學校

第一節 福岡縣尋常師範學校

尋常師範學校は福岡市荒戸町西公園丘下に在り、小學教員を養成する所にして師範學科を教へ、明治九年の創設に係り、一個の小學校を附屬とす、屢教則を改正して現今に至り、其卒業生の如き教育の普及と俱に、毎年各小學校の配置需要に應ずる能はざるの盛を致す、今夫れ明治二十三年と現今との生徒數及び卒業生を比照すれば

明治二十三年 生徒現在數は男生九十二名、女生四

十名〓合計百三十二名にして卒業生は男子二十一名に止まり。

明治二十四年 には生徒現在数は男生百十名〓女生三十

四名〓合計百四十四名にして卒業生は女子十八名なり

しが。

明治二十五年 には生徒現在數男生百十三名〓女生三

十六名〓合計百四十九名に増し卒業生男子二十五名〓

女子七名〓合計三十二名に及び。

明治二十六年 には生徒現在數男生百二十二名〓女生

四十名〓合計百六十二名に増し卒業生男子二十五名〓

女子十一名〓合計三十六名に及び越へて

明治二十九年 には更に生徒現在數男生百三十九名〓

女生五十一名〓合計百九十名に達し卒業生男子二十七

名〓女子十四名〓合計四十一名となり。

明治三十年 には生徒現在數男生百八十二名〓女生五

十名〓合計二百三十二名に及び卒業生男子三十一名〓

女子十四名〓合計四十五名を出すに至り又た

明治三十一年 度に於ては猶新に男生徒四十名〓女生

徒十二名〓合計五十二名を増さんとせり。

斯の如く累年生徒數を増倍して完全なる小學教員を製り出さんとす是れ縣下一般の就學者荐りに多きを加ふるより其必需に驅られしものなり。

現に同校内に小學校教員講習科の設置あり速成の師範科を

授く其生徒數も年々増加して

明治二十九年 には入學生四十名〓卒業生四十二名な

りしが

講習科

明治三十年には入學生を七十五名となし、三十七名の卒業生を出せり。

職員は目下校長一名、教諭十二名、助教諭八名、雇教員一名、書記四名、舎監六名あり、又た附屬小學に十名の訓導を置く。

本校に要する所の費用は總て縣稅支辨に屬し、亦た漸次其額を増せり、乃ち

明治二十六年 には諸經費一萬八千三百八十六圓を支出し。

明治二十七年 には諸經費二萬千二百四十一圓を支出し、

明治二十八年 には諸經費二萬三千〇七十一圓を支出し。

明治二十九年 には諸經費二萬七千五百二十七圓を支出し。

明治三十年 には諸經費三萬五千三百七十四圓を支出し。

校費

同校の資産

明治三十一年 には諸經費四萬三千五百八十三圓を支出せんとす。

而して同校の公學資産は

明治二十年 には敷地價格百五十七圓、附屬地價格千九百六十二圓、建物價格九千三百三十二圓、圖書價格四千九百〇九圓、器械器具價格四千〇五十九圓、合計二萬〇四百十九圓にして。

明治二十一年 には敷地價格百五十七圓、附屬地價格千九百六十二圓、建物價格九千三百三十二圓、圖書價格五千六百五十二圓、器械器具價格五千六百二十圓、合計二萬二千七百二十三圓なりしが。

明治二十七年 には敷地價格二千二百四十六圓、建物價格二萬九千二百二十六圓、圖書價格四千五百八十二圓、器

械器具價格一萬二千百九十二圓其他の物品五十一圓合計四萬八千二百九十七圓となり其翌々

明治二十九年 には敷地價格二千二百四十六圓附屬地

價格九百七十七圓建物價格三萬二千九百十八圓圖書價

格五千二百七十五圓器械標本價格七千四百十九圓器具

價格七千三百七十圓合計五萬六千二百〇五圓となれり。

尋常中學

第三節 縣立尋常中學校

由來

(一) 由來

本章第一節に於て其梗概を記述せし如く現今縣下には尋常中學の數四校あり尋常中學修猷館豊津尋常中學校尋常中學明善校尋常中學傳習館即ち是れ。

眼を放ちて刻下全國の教育界を達觀すれば文運の叢淵たる贊穀の下は暫く之を算外とし中等教育の施設に於て我の右

に出づるもの天下其類なし其校數其生徒數其卒業生何れの府縣か能く我の如くならん我に取て今憾みなし管だ其基礎をして彌よ強固ならしめ其成績をして益す好良ならしめば今日に於て取て顧ふ所なかるべし。

始め本縣中學の數は明治十四年七月文部省達第二十八號學校教則大綱の發布あるに當り直に十九校を創設せしが明治十八年之を減じて福岡久留米豊津の三縣立中學校とし以て越へて十九年端なくも勅令第十五號中學令の公布は地方税を以て支辨若しくは補助する中學の數は一府縣必ず一校に限る。てふ制限を布かるゝに會し詮議の末遂に已むを得ずして福岡尋常中學校一ヶ所を存し他は之を廢校するとはなれり。

此の天外の鐵鎚は筑後及び豊前兩國の民をして一大決心を

促さしめぬ、蓋し縣下由來中産以上の士多く中等教育の須臾も忽諾に附すべからざるは夙に詳悉する所果然豊前地方に於ては二十年三月年賦を以て約六萬圓の寄附あり、以て資を辨ずるに足る、乃ち其筋の認可を得て再び中學校を興し本縣の管理に委し同年四月豊津尋常中學校となれり。

筑後地方に於ては同時に同一の計畫ありしも機猶ほ熟するに至らず基金の準備完からずして二十二年三月に遷延せしも終に五萬八千二百餘圓の年賦寄附金を蒐め、同年三月久留米尋常中學明善校となれり。

是より先き縣立修猷館なる英語專修學校あり、初め福岡市天神町にあり二十年三月回祿の災に罹り元那珂郡警固村に假校舍を需め普通學を教授せしが、固舊福岡藩主黒田家より子弟教養の爲めに起せしもの、二十二年に至り改めて黒田家の

寄附金年額三千百五十圓並に修猷學會よりの年額金二千圓等を以て學費とし尋常中學修猷館と稱し、福岡尋常中學校生徒を之に合併し前校は全廢に歸したり、是に於てか縣下には全く地方税支出の中學校を見ざるに至る。

明治二十四年中學會の改正あり、各府縣は一ケの尋常中學校を設備せざるべからざる制に遭ふ、本縣已に三ケの尋常中學校あり之を以て代用せんとせしも設備不完全にして資格猶ほ具はらず、二十六年に至り福岡縣會は積極的方針を採り各中學の設備費として二十七年度分地方税より一時限り二萬八千圓を支出し、修猷館に九千圓、他の二中學に各七千圓別に柳河町にある傳習館に五千圓を補助し之が全備を期したり、此經歷と此準備とを過ぎて其筋の認可を受け代用の公布ありしは實に明治二十六年三月なりき。

傳習館は明治の初め舊柳河藩學より生れ種々の變遷を経て明治二十年に至り地方の有志者相圖り橋蔭學會を組織し、寄附金を以て五ヶ年を限りとし、尋常中學の程度に定め橋蔭館を興せしが、期滿つるの後資繼ぎ難く、之を舊藩主立花伯に諮る。伯則ち獨立を以て私立尋常中學傳習館と爲す。時に二十五年十一月なり、次て二十七年十一月に至り現今の縣立となる。爾后各其の設備の完全に汲々とし、二十八年には向後五ヶ年間縣稅より修猷館に三千五百圓、其の他の中學校に各二千五百圓合計一萬一千圓を補助するとなり、二十九年以降には増して修猷館に九千五百圓、豊津中學に五千九百三十圓、明善校に六千八百八十五圓、傳習館に五千三百八十五圓、合計二萬七千圓となり、三十一年度以降には更に八ヶ年間二萬七千圓を支出し、修猷館に七萬六千圓、明善校に四萬九千四百八十圓、豊

津尋常中學校四萬七千四百四十圓、傳習館に四萬三千〇八十圓、合計二十一萬六千圓を毎年平分補助するとなり、以て今日に至れり、是よりして尋常中學校の設備も追次完きを得るに至らんか。

修猷館

(二) 縣立尋常中學修猷館

尋常中學修猷館は福岡市大名町にあり、現時早良郡西新町に新館の建築工を起しつゝあり、生徒の數年々其員を増し

- 明治廿三年 には三百七十名にして、
- 明治廿四年 には三百八十名、
- 明治廿五年 には四百十一名なりしが、
- 明治廿八年 には六百七十三名となり、
- 明治廿九年 には六百七十三名となり、
- 明治三十年 には六百三十三名となれり、

本校職員は現今總計二十二名にして其公學資産を略載對比すれば

明治廿三年 には敷地價格千二百七十九圓、建物價格五千〇三十四圓、圖書價格千六百十四圓、器械器具價格三千

七百九十六圓、合計一萬千七百二十三圓にして。

明治廿九年 には敷地價格一萬二千二百〇七圓、建物價格三千〇四十圓、圖書價格二千七百〇七圓、器械標本價格

五千二百二十四圓、器具價格千二百九十七圓、合計二萬四千四百七十五圓となれり。

明善校

(三) 縣立久留米尋常中學明善校

久留米尋常中學明善校は久留米市篠山町にあり、生徒の數年々其の員を増し

明治廿三年 には三百四十三名にして、

明治廿四年 には四百二十五名、

明治廿五年 には三百九十八名なりしが、

明治廿八年 には五百十八名となり、

明治廿九年 には五百三十名となり、

明治三十年 には五百二十七名となれり、

本校職員は現今總計二十一名にして、其公學資産を略載對比すれば

明治廿三年 には敷地價格二百九十五圓、附屬地價格五十圓、建物價格二千六百五十二圓、圖書價格二千三百六十

八圓、器械器具價格九百〇七圓、合計六千二百七十二圓にして。

明治廿九年 には敷地價格二千五百五十圓、建物價格一萬

〇三百五十圓、圖書價格二千八百圓、器械標本價格千七百

豊津校

五十七圓器具價格九百九十五圓積金一萬〇三百十圓合計二萬八千三百六十二圓となれり。

(四) 縣立豊津尋常中學校

豊津尋常中學校は京都郡豊津村にあり生徒の數年々其の員を増し

明治廿三年 には二百五十二名にして、

明治廿四年 には二百七十六名、

明治廿五年 には三百十二名なりしか、

明治廿八年 には四百九十八名となり、

明治廿九年 には五百五十二名となり、

明治三十年 には六百〇五名となれり、

本校職員は現今總數廿名にして其公學資産を略載對比すれば。

明治廿三年 には敷地價格六十圓、建物價格二千八百十

四圓圖書價格三千九百四十六圓器械器具價格二千七百三十五圓積金一萬〇百二十圓合計一萬九千七百四十五圓にして、

明治廿九年 には敷地價格五百〇五圓附屬地價二百十

圓、建物價格一萬七千〇四十圓圖書價格千三百十九圓器

械標本價格二千二百四十八圓器具價格千三百八十六圓

積金一萬三千九百二十七圓、合計三萬六千六百三十五圓

となれり。

(五) 縣立尋常中學校傳習館

尋常中學校傳習館 は山門郡城内村にあり生徒の數年々其の

員を増し

明治廿七年 には三百二十六名にして、

明治廿八年 には四百二十名となり、

明治廿九年 には四百八十八名となり、
明治三十年 には五百四十六名となり。

本館職員は現今總數十八名にして其公學資産を略載對比す
れば

明治廿七年 には敷地價格六千四百二十五圓、建物價格

五千四百五十四圓、圖書價格二千七百七十六圓、器械器具

價格千八百九十二圓、合計一萬六千五百四十七圓にして、

明治廿九年 には敷地價格五千三百三十圓、建物價格七

千八百圓、圖書價格千五百七十圓、器械標本價格二千九百

圓、器具價格千三百八十圓、積金千五百八十九圓、合計二萬

〇五百六十九圓となり。

(六) 東筑尋常中學校

新に設立せられたるものにして地を嘉穂郡飯塚町に卜定せ

東筑校

られ、明治三十一年六月開校の運びに至れり、爾后看々完備の
施設を見るならん。

工業學校

第四節 縣立福岡工業學校

近年縣下工業の勃興に連れ眞誠なる専門の學識と技藝とを
有する職工は需要甚だ急且つ大にして各種工場之を待つ、
亦た頗る切實なり、福岡工業學校は乃ち此目的を以て創設せ
られしものに係り、其卒業生は以て理論と實際とに應用活動
して憾みなからしめんとせり、本校は金工、木工、染織の三科を
設備し、縣税を以て其費を辨じ、猶ほ國庫より以降五ヶ年間毎
歳三千圓宛の補助を仰ぎ、福岡市博多東中洲舊福岡病院跡を
以て校舍とし、明治二十九年六月一日より各科の授業を始め
染織科に在ては同年九月より木工科に在ては同年十一月よ
り金工科に在ては同年十二月より各實修を開施せり。

生徒

生徒は二十九年末に於て金工科三十五名、木工科七名、染織科十九名、合計六十一名なりしが三十年末には金工科五十三名、木工科十三名、染織科二十五名、合計九十一名となれり。

職員

職員は二十九年に於て校長兼教諭一名、教諭兼舎監一名、助教諭一名、囑托教員二名、雇教員一名、合計六名なりしが三十年には校長兼教諭一名、助教諭三名、助教諭兼舎監二名、雇教員二名、囑托教員一名、合計十名となり三十一年度には校長兼教諭一名、教諭四名、助教諭七名、合計十二名たらんとせり。

校費

校費は二十九年度に八千二百二十八圓餘を要し、三十年度に一萬〇〇六圓餘を擲ち、三十一年度に二萬二千六百八十五圓餘を投ぜんとせり。

實修工場

各科の實修に使せんが爲め工場及び機械を設備す、即ち染織科に在ては浸染工場、捺染工場、地拵工場、機織工場

等を設け、藍瓶、砂釜、絲繰器械、緞掛器械、基整器械、洋和式織機、蒸箱装置等を備へ、尙汎く各地にて製産する諸種の織物、其他を蒐めて参考品とし。

木工科に在ては指物工場、建築工場、製圖場等を設け、旋盤を備へて挽物の實修に従はしめ。

金工科に在ては製圖場、原範工場、鑄工場、鍛工場、仕上工場、機關場等を設け、鑄工場の熔解爐は約三百貫の鉄を鑄

るに足り、鍛工場には火床、鍛工場には螺錠、切錠盤、錐揉機械、機關場には平裝不凝縮機及び堅立瀟關を備へ、實地の取扱を練習せしむ。

る等、助めて理論に依りて應用せしむるの教養をなす、其の出で、効益を社會に持て離さるゝの日も遠きに非るべし。

商業學校

第五節 久留米商業學校

明治二十一年一たび福岡商業學校を開き後之を閉ぢてより、縣下に一商業學校なかりしは竊かに以て教育上の一瑕疵とせり、果然二十九年に至り久留米市に新興するに會す、名づけて久留米簡易商業學校と云ふ、市費を以て之を支辨し、尙ほ以降五ヶ年間國庫より毎歳七百九十圓の補助を受け久留米市篠山町舊官舎を以て校舎に宛て同年四月より始業せり。當時教師四名、生徒五十四名にして之を二學級に別ちしが三十年十一月に至り、機運の向ふ所更に一段を進め遂に認可を経て中學程度とし、改めて久留米商業學校とし、生徒は豫科三十八名、本科三十六名合計七十四名に至り、職員は教諭四名、雇員三名合計七名となり、校舎爲めに狹隘を告げ今回愈よ新築に着手すと云ふ。經費は二十九年度に二千〇〇九圓餘を支出し、三十年度に一

女學校

萬〇八百四十圓餘を投じたり、惟ふに校基を定めて適實なる教養を施し、異日名實相添ふの人士を出すなるべし。

第六節 高等女學校

女子教育の洽ねからざるや久し、斯種の學校多々益す創設せらるゝに遭へば以て關心なかるべし、久留米高等女學校は市立にして明治卅年四月を以て開校し、同市高等小學校女子部を以て其校舎に充て、縣稅の補助を受け中等教育の程度と定め、卒業年限を六ヶ年とす、同年末日には生徒二百六十四人ありて、助教諭六名、裁縫教師三名、囑托教師三名、合計十二名ありき。又た目下企救郡小倉町に一高等女學校を起し、縣稅を以て補助せんとするあり、福岡市には同様の計畫成りて、明治三十一年六月より開校すと云ふあり、宜しく其の舉を完全に將た永遠に實にすべし。

幼稚園

第七節

柳河幼稚園

柳河幼稚園は同地の公立にして博多幼稚園の廢れしより降後縣下唯一のものたり明治廿八年の創設に係り規模猶ほ小にして加ふるに日淺く未だ成績の以て見るべきなし二十九年には保母一名生徒二十名なりしが三十年には保母二名生徒二十八名となれり。

諸學校

第八節

其他の諸學校

英和女學校 は私立にして福岡市天神町に在り明治二十一年九月の創設に係り修身英語國語漢學數學等を教授し、西海憲精學校 は私立にして同市同町にあり明治二十年十月の創立に係り簿記速記を教授し、有終學舎 は私立にして同市地行西町にあり明治十七年三月の創立に係り和學漢學を教授し、

翠絲學校

は私立にして同市柳町にあり明治二十一年八月の創立に係り讀書裁縫を教授し、

旭櫻學校

は私立にして同市地行東町にあり明治二十五年十一月の創立に係り和學漢學を教授し、

明善校

は私立にして鞆手郡新入村にあり明治十二年六月の創立に係り漢學を教授し、

淨土宗鎖西學校

は私立にして粕屋郡箱崎町にあり明治二十二年の創立に係り佛學其他普通學を教授し、

筑波學館

は私立にして山門郡宮永村にあり明治二十三年の創立に係り讀書を教授し、

不狹學舎

は私立にして早良郡鳥飼村にあり明治十五年の創立に係り漢學を教授し、

晚翠學校

は私立にして企救郡松ヶ江村にあり明治二十年の創立に係り漢學を教授し、

七年の創立に係り修身、讀書、算術、作文等を教授し、弘道館は私立にして浮羽郡吉井町にあり、明治二十六年の創立に係り漢學を教授す、

縣下の諸學校は概數以上の如し、其他は茲に之を略す、

公學費

第十章 公學費の増加

由來福岡縣は上下舉つて教育事業に熱注する所、其資を投ずるに吝ならずして、其果を結ぶの美なる、洵に縣民の福祉と謂つべし、福岡縣會は常に財力の許す限りは積極的に中等教育の完成を圖り、各市町村會は營々として教育の普及に専念す、効績顯著ならざらんとするも、豈得べけんや、九州に於て教育の制備はると云ふなる熊本縣に於て、明治二十八年に公學費として支出せし所のもの、總計二十四萬千四百五十八圓なり、しに本縣に於ては實に四十四萬六千七百七十二圓を擲ちた

り、此の一專以て縣民が奈何に教育を觀じ居るかを了するに足らん。

本縣が年々公學費として投ずる所、次第に膨脹し來る、請ふ既往十數年の間に如何なる増加をなせしかを見よ、

明治十五年 には町村立小學費に二十一萬千五百八十六圓

六圓

町村立諸學校費に八千〇二十五圓

縣立諸學校費に四萬八千五百四十圓

其他の諸費に二萬四千三百六十六圓

合計二十九萬二千五百十七圓を支出し、

明治十六年 には町村立小學學校費に二十四萬〇四百六十一圓

町村立諸學校費に二萬二千三百七十三圓

縣立諸學校費に四萬六千七百四十圓

其他の諸費に二萬三千六百九十九圓

合計三十三萬三千二百七十三圓を支出し、

明治十七年 には町村立小學校費に二十二萬四千七百四十一圓 町村立諸學校費に一萬五千五百〇七圓 縣立諸學校費に四萬八千六百圓 其他の諸費に二萬二千〇三十一圓 合計三十一萬〇八百七十九圓を支出せしに、

明治二十六年 に至りては縣立諸學校費に六萬三千五百七十四圓 市町村立小學校費に三十二萬九千六百八十一圓 其他の諸費に三百十三圓 合計三十九萬三千五百五十八圓を支出し、

明治二十七年 に至りては縣立諸學校費に六萬三千五百六十九圓 市町村立小學校費に三十三萬〇六百六十四圓 其他の諸費に三百〇四圓 合計三十九萬四千五百三十七圓を支出し其翌々

明治廿九年 に至りては縣立諸學校費に八萬九千八百

七十圓 町村立小學校費に四十三萬四千七百八十三圓 市立小學校費に三萬九千七百三十一圓 合計五十六萬四千三百八十三圓を支出するに至れり。

財を投ずる夫れ斯の如く雄にして當事者亦莽りに其著効を勵む教育の美績を天下に誇るの日決して遠きに非るべきか真に快感に堪へたり。

監獄

第四編 監獄

沿革位置

第一章 沿革及び位置

監獄の目的

夫れ監獄は國典を干し、法網に觸れし罪囚を拘禁し、社會の平安を保持せしむる處にして、惡を懲し、善に遷らしむる一個の教養所たるに外ならざるなり。世人動もすれば監獄てふ名目を耳にし、早輕に危懼の念を抱き、惟へらく監獄は慘酷酷薄の苦役場なりと、爾り監獄の目的は懲感感化にあれば自己罪惡の應報として素より寛裕の舉作あるを容さず、然れども彼の峻刑虐待の牢屋的時代は業に既に遠く經過し去りて、今や紀律的行動の下に其自由を剝奪するに止まり、不良の觀念を矯正して純良無垢の公民たらしめんことを是れ勗む蓋し、或意味に於ては國家の慈善的保護院たりと謂ふを得べきなり。

一般の發達

我邦に於ける監獄の事業は未だ完備に至らずと雖ども、軌近稍や改良の緒に就くを得、泰西の獄制を取捨斟酌して折衷建設し、次を逐ふて面目を一新するの機運に向へり、回顧すれば故大久保利通卿の炯眼、克く獄制の刷新を圖らざるべからざるを觀破して、より明治二年刑部省に囚獄司を置き、明治三年十二月新律綱領を頒布して獄事を定め、明治五年十二月監獄則及び監獄則圖式を制定發布し、明治六年更に改定律例を頒布して稍や改定し、明治十四年九月監獄則を制定し、明治二十二年七月に至りて第二回改正監獄則即ち現行法の發布を見るに至りしまで、幾多の變遷と困難とを経、遂に漸く今日あらんとするに至れり、近比亦刑法の改正と偕に監獄則新定の議あり、想ふに序を追ふて完備の域に到るを得べけん。

沿革

今夫れ本縣監獄の沿革を譯ぬるに、舊福岡藩に於ては福岡牢

屋町(現今の橋口町)及び榊木屋濱に牢屋を設け、各郡には郡牢なるものを置き、又た別に溜り所を粕屋郡堅粕村字松原及び早良郡地行濱に、楊り屋を博多古門戸町に設けありき。明治四年三月、徒罪場を福岡須崎に設置し、同年六月、宗像郡大島に徒罪場を増設し、大島、小呂島、姫島、玄界島等各所の流人を移して就役せしめ、同五年五月、榊木屋濱の牢屋を福岡城内本縣廳内に移し、其の他の牢屋、溜り所、揚り屋等は總て之を廢止せり。六年九月に至り、福岡湊町舊福岡藩有米稟を修補し始めて懲役場を設け、大島及び州崎の徒罪囚を之に移し、福岡恙役場と稱して廳認課の所管に屬せしめ、九年には福岡天神町縣廳構内を劃して未決監を新設し、絞罪場を榊木屋濱に建つるに至れり。

小倉監獄は元と小倉八百屋町にあり、各郡に郡牢を置きしもの制、福岡藩と異なるなし、明治五年二月、一旦小倉縣の管理に委し、同年四月未決監を新設し、各地の郡牢を廢止し、九年四月合縣により本縣の所管に歸せり。久留米監獄は明治五年二月、舊久留米留藩より一旦三潞縣の管理に移り、同年三月未決監を建て、九年八月三池恙役場を設け、同九月合縣により本縣の管轄に屬せり。舊制及び合縣以前の事は徵證すべきもの甚だ尠し、明治十年八月福岡懲役場を監獄科と改稱し、十二年三月福岡監獄署と名づけ、十四年四月福岡監獄署を獨立の公衙とし、警察の管理を離れ、十六年三月福岡監獄署を須崎濱に新築し、十九年八月各地所在の監獄を某地(所在地名)監獄と稱せしむ。是より先き恒見懲役場(後に下境支署となる)、津波黒懲役所

〔後に大隈懲役所〕等ありしも前者は二十二年十一月に之を廢し、後者は二十七年三月に之を閉ぢられ、此の他三池支署は二十二年十一月に柳河支署は二十四年五月に、何れも廢署するに遭へり。

現今の福岡縣監獄署（即ち本署）は明治十九年の建設に係り二十二年之を増築したるものにして同拘置監は九年の建築たり、久留米支署は二十年に改築を企て二十四年及び二十六年に三池柳河の兩署の建物を移して増築し、小倉支署は二十三年の新築に成る、其の各年の修繕を加ふるの工ありと雖も著しき建築たらず、要するに本縣監獄の構造は概ね舊式にして觀るに足らず、早晩一大改築の必要を感ずるなるべし。

監獄本署 は福岡市福岡須崎に在り、拘置監は別に同市因幡町に分離する、敷地總數七千四百十九坪にして、監房は留

本署

久留米支署

小倉支署

職員

産場六坪、拘置監百六十七坪、囚人監五百二十五坪、懲役場六坪あり、工場は六百四十九坪を有す、

久留米支署 は久留米市篠山町に在り、敷地總數三千八百六十二坪にして、監房は留置場六坪、拘置監七十六坪、囚人監百二十坪、懲役場六坪あり、工場は二百七十七坪を有す、

小倉支署 は企救郡小倉町の西端に在り、敷地總數四千五百三十三坪にして、監房は留置物六坪、拘置監五十六坪、囚人監百十二坪、懲治監二坪あり、工場は二百五十一坪を有す。

現在の職員には典獄一人、監獄書記十二人、看守長六人、看守二百〇四人、女監取締十二人、授業手十九人、雇十八人、監獄醫五人、教誨師四人あり、中に就て看守、女監取締及び授業手の最近配置數を示せば、監獄本署には看守百十四人、女監取締六人、授

業手十三人あり、久留米支署には看守四十八人、女監取締三人、授業手三人あり、小倉支署には看守四十二人、女監取締三人、授業手三人ありき。

在監人員

第二章 在監人員並に其出入

七萬の全國在監人員、四百萬圓の府縣監獄費、國民の生肉を喰ひ、膏血を搾るに異ならず、二千の本縣在監人員、十萬圓の縣監獄費、縣民の生肉を捧ぐるに似たり、罪囚の罪は犯罪、其者の罪より、縣民に負ふ所の罪却りて大なるものあり。鉄窓の下に絶衣を着け、呻吟苦役する者の内には、或は不慮の奇禍に罹り、或は一旦の偶發に出でしものあるべきも、多くは是れ憎むべきの惡漢、爲性の狡奴、文明の醇風は己に寒村僻地を吹きながら、遂に罪囚の減少を見るべからざるは、洵に遺憾とする所なり、觀よ管下を通じて

各年の在監者

- 明治十六年末 には已決囚九百七十七人、未決者六百五十二人、別房留置者十八人なりしに、
- 明治十七年末 には已決囚千四百〇六人、未決者七百〇七人、別房留置者二十九人となり、
- 明治十八年末 には已決囚二千〇三十八人、未決者四百〇五人、別房留置者二十九人となり、
- 明治十九年末 には已決囚千八百二十八人、未決者三百〇四人、別房留置者四十二人となり、
- 明治二十年末 には已決囚千六百十七人、未決者二百八十七人、別房留置者二十七人となり、
- 明治二十七年末 には囚人千八百〇九人、刑事被告人三百二十九人、懲治人五人、別房留置者四十一人となり、
- 明治二十八年末 には囚人千六百二十五人、刑事被告人

出入人員

人百九十五人。懲治一人。別房留置人七十二人となり、
 明治二十九年末。には囚人千五百十五人。刑事被告人
 百七十六人。別房留置者四十四人となり、
 明治三十年末。には囚人千五百十六人。刑事被告人二
 百十六人。別房留置者五十九人となる、
 而して毎年監獄を出入する人員を示せば
 明治十八年。には出監せしもの未決者六千八百五十三
 人。已決囚八千〇十二人にして入監せしもの未決者六
 千五百五十一人。已決囚八千六百四十四人あり、
 明治十九年。には出監せしもの未決者五千〇三十六人
 已決囚八千八百九十二人にして入監せしもの未決者
 四千九百三十五人。已決囚八千六百八十二人あり、
 明治二十年。には出監せしもの未決者四千二百三十五

人。已決囚七千九百九十三人にして入監せしもの未決者
 四千二百二十二。已決囚六千九百八十一人なりしが、
 明治二十七年。には出監せしもの刑事被告人六千三百
 八十九人。囚人五千九百五十三人にして入監せしもの
 刑事被告人六千三百九十二人。囚人六千二百四十四人
 となり、
 明治二十八年。には出監せしもの刑事被告人五千六百
 六十三人。囚人五千六百〇八人にして入監せしもの刑
 事被告人五千四百五十九人。囚人五千五百十七人となり、
 明治二十九年。には出監せしもの刑事被告人五千二百
 三十四人。囚人五千二百四十六人にして入監せしもの
 刑事被告人五千二百九十四人。囚人六千四百三十六人
 となり、

明治三十年 には出監せしもの刑事被告人五千三百九十四人、囚人五千五百二十五人にして入監せしもの刑事被告人五千四百三十四人、囚人五千五百二十六人と
なれり、

斯の如く多數の同胞、縦令危害を社會に加へしものとはいへ常に監獄に拘禁し監獄を出入す、眞に長大息に堪へざるなり。今請ふ本支署最近四ヶ年間の人員を掲げて参考に資せん。

本署の人員

(一) 監獄本署

在監人員 在て明治二十七年末に刑事被告人は男子百十五人、女子四人にして囚人は男子八百五十二人、女子八十二人なり、其他懲治人一人、別房留置者十四人、携帶乳兒四人あり、二十八年末に刑事被告人は男子八十一人にして囚人は男子八百六十五人、女子八十人たり、其他懲治人一人

別房留置者二十二人、携帶乳兒一人あり、二十九年末に刑事被告人男子五十八人、女子三人にして囚人は男子七百六十一人、女子七十一人たり、其他別房留置者二十七人あり、三十年末に刑事被告人は男子九十四人、女子二人にして囚人は男子七百九十人、女子五十九人たり、其他懲治人三人、別房留置者十八人、携帶乳兒三人ありき。

出入人員 在て明治二十七年に出監せしもの刑事被告人は二千四百九十八人にして囚人は二千四百六十八人たり、其他懲治人十二人、別房留置人四十四人、携帶乳兒卅一人あり而して入監せしもの刑事被告人は二千四百七十八人にして囚人は二千五百十一人たり、其他懲治人十二人、別房留置人四十六人、携帶乳兒三十八人あり、二十八年に出監せしもの刑事被告人は二千〇八十七人にして囚人は二千百

八十二人たり、其他懲治人四人、別房留置人六十四人、携帶乳
 兒二十人あり、而して入監せしもの刑事被告人は二千〇四
 十九人にして囚人は二千百九十三人たり、其他懲治人四人
 別房留置人七十二人、携帶乳兒十九人あり、二十九年に出
 監せしもの刑事被告人は千九百六十九人にして囚人は二
 千百卅四人たり、其他懲治人五人、別房留置人七十六人、携帶
 乳兒二十四人あり、而して入監せしもの刑事被告人は千九
 百四十九人にして囚人は二千九百六十五たり、其他懲治人
 五人、別房留置人百〇四人、携帶乳兒二十四人あり、三十年
 に出監せしもの刑事被告人は千八百十三人にして囚人は
 二千〇四十七人たり、其他懲治人六人、別房留置人百三十四
 人、携帶乳兒二十六人あり、而して出監せしもの刑事被告人
 は千八百四十八人にして囚人は二千〇六十五人たり、其他

久留米支署
の人員

懲治人九人、別房留置人百二十四人、携帶乳兒二十九人ありき。

(二) 久留米監獄支署

在監人員 在て明治二十七年末に刑事被告人は男子百
 十三人、女子十二人にして囚人は男子四百七十三人、女子三
 十四人たり、其他懲治人二人、別房留置人十五人、携帶乳兒四
 人あり、二十八年末に刑事被告人は男子三十四人、女子一
 人にして囚人は男子三百十人、女子十五人たり、其他別房留
 置人三十一人、携帶乳兒三人あり、二十九年末に刑事被告
 人は男子三十六人、女子五人にして囚人は男子二百八十九
 人、女子十五人たり、其他別房留置人五人、携帶乳兒一人あり
 三十一年末に刑事被告人は男子四十三人、女子四人にして
 囚人は男子三百〇一人、女子十五人たり、其他別房留置人九
 人、携帶乳兒三人なりき。

出入人員 在て明治二十七年に出監せしもの刑事被告人は二千百十一人にして囚人は千八十四十八人たり其他懲治人五人別房留置人十八人携帶乳兒三十人あり而して入監せしもの刑事被告人は二千百六十二人にして囚人は千九百十人たり其他懲治人七人別房留置人三十二人携帶乳兒三十一人あり 二十八年に出監せしもの刑事被告人は千百十七人にして囚人は千五百八十三人たり其他懲治人十二人別房留置人六十一人携帶乳兒廿一人あり而して入監せしもの刑事被告人は千四百二十七人にして囚人は千四百〇一人たり其他懲治人十人別房留置人七十七人携帶乳兒十九人あり 二十九年に出監せしもの刑事被告人は千三百十五人にして囚人は千三百十九人たり其他懲治人四人別房留置人六十一人携帶乳兒十五人あり而して入

小倉支署の人員

監せしもの刑事被告人は千三百二十一人にして囚人は千二百九十八人たり其他懲治人四人別房留置人六十三人携帶乳兒十六人あり 三十年に出監せしもの刑事被告人は千五百四十八人にして囚人は千五百五十七人たり其他懲治人三人別房留置人四十八人携帶乳兒十五人あり而して入監せしもの刑事被告人は千五百五十四人にして囚人は千五百六十九人たり其他懲治人三人別房留置人五十二人携帶乳兒十七人ありき。

(三) 小倉監獄支署
在監人員 在て明治二十七年末に刑事被告人は男子百〇三人女子二人にして囚人は男子三百三十九人女子二十九人なり其他懲治人二人別房留置人十二人携帶乳兒一人あり 二十八年末に刑事被告人は男子六十七人女子十二

人にして囚人は男子三百三十九人、女子十六人たり、其他別房留置人十九人、携帶乳兒二人あり。二十九年末に刑事被告人は男子六十九人、女子五人にして囚人は男子三百五十五人、女子二十五人なり、其他別房留置人十一人あり。三十一年末に刑事被告人は男子七十一人、女子二人にして囚人は男子三百二十二人、女子二十八人たり、其他別房留置者三十二人、携帶乳兒一人ありき。

出入人員 在て明治二十七年に出監せし者、刑事被告人は千七百八十八人にして囚人は千六百四十人たり、其他懲治人一人、別房留置人六十三人、携帶乳兒十二人あり、而して入監せしもの刑事被告人は千七百五十二人にして囚人は千八百二十三人たり、其他懲治人三人、別房留置人六十人、携帶乳兒十一人あり。二十八年に出監せしもの刑事被告人は

二千〇〇九人にして囚人は千八百四十三人たり、其他懲治人六人、別房留置人六十五人、携帶乳兒十三人あり、而して入監せしもの刑事被告人は千九百八十三人にして囚人は千九百二十三三人たり、其他懲治人四人、別房留置人七十四人、携帶乳兒十三人あり。二十九年に出監せしもの刑事被告人は千九百五十人にして囚人は千七百九十三人たり、其他懲治人六人、別房留置人八十人、携帶乳兒十六人あり、而して入監せしもの刑事被告人は二千〇二十四人にして囚人は二千七百七十三人たり、其他懲治人六人、別房留置人九十一人、携帶乳兒十六人あり。三十年に出監せしもの刑事被告人は二千〇三十七人にして囚人は千九百二十一人たり、其他懲治人五人、別房留置人百十人、携帶乳兒十三人あり、而して入監せしもの刑事被告人は二千〇三十二人にして囚人は千

八百九十二人たり、其他懲治人五人、別房留置人百三十一人、携帶乳兒十四人ありき。

作業工錢

第三章 作業の種類及び工錢

逸に居て安を貪る、是犯罪の主動たり、宜しく之を戒めざるべからず、監獄に於て囚徒に作業を課する所以のもの、一は以て監獄の經費に充て、他は以て出獄后産業を得せしむるの途に供す、故に法律上課役し得るものには適當の作業を課し、其の工錢の一部は之を官に収入し、一部は之を囚人に給與す。

作業の種類

勞して而して起つ、是れ人生處世の常理、本縣監獄署に於ては、奈何なる種類の作業を撰みて課設するか、現今實行し居る所は、**監獄本署** に於て**男囚**には機織工、莞蒔工、蘭工、麻工、春搗、靴工、木工、桶工、竹工、裁縫工、藁工等に課定し、**久留米支署** に於て**男囚**には莞蒔工、傘工、麻工、春搗、木工、

桶工、藁工、竹工等に課定し、

小倉支署

に於て**男囚**には機織工、莞蒔工、麻工、藁工、春搗、

木工、桶工等に課定し、

猶各署とも別に炊夫、掃除夫、看病夫、監内雜役等に使役する囚人あり、**女囚**には概洗濯、裁縫を課し、亦麻工あり、而して是等各種作業には官司受負の二業ありて、現今多くは受負業とせるものゝ如し。

工錢

囚人の作業より出生せし利益は乃ち之を官に収め、一部は官に收入として費用を償はしむるに充て、一部は出獄の際之を給與す、既往二ヶ年の工錢額を見れば、**明治二十九年**には總收入一萬七千三百八十二圓にして、**明治三十年**には總收入一萬七千七百八十圓あり、而して此中に就て**官の收入となりしもの**、**明治二十九年**には一萬三千〇

各署の工錢

○五圓にして明治三十年には一萬三千二百〇三圓あり、
囚人に給與せしもの明治二十九年には四千三百七十
七圓にして明治三十年には四千五百七十七圓なり。

尙ほ之を細別すれば

監獄本署 に於ては明治二十九年に總收入一萬千二百

五十三圓の内官に收入せしもの八千三百三十九圓

囚人に給與せしもの二千九百十四圓にして明治三十年

に總收入一萬〇三百四十六圓の内官に收入せしもの

七千三百八十圓囚人に給與せしもの二千九百六十六

圓あり、

久留米支署 に於て明治二十九年に總收入三千三百七

十四圓の内官に收入せしもの二千五百九十五圓囚

人に給與せしもの七百七十九圓にして明治三十年に總

收入三千九百八十二圓の内官に收入せしもの三千〇

九十七圓囚人に給與せしもの八百八十五圓あり、

小倉支署 に於て明治二十九年に總收入二千七百五十

五圓の内官に收入せしもの二千〇七十一圓囚人に

給與せしもの六百八十四圓にして明治三十年に總收入

三千四百五十二圓の内官に收入せしもの二千七百二

十六圓囚人に給與せしもの七百二十六圓あり、

斯の如く一定の作業を課して工錢收入の法ありと雖も懶惰
の性癖無智の狡才は巧みに嚴課の服を竊み天賦當然の課役
を怠り其の衣食費を償ふものは稀に食費すら猶ほ且つ之を
辨ずる能はざるもの最も多きを占む彼等の心情こそ知らま
はし。

死亡割合

第四章 在監人の死亡

死亡數

在監中の死亡者は刑死に遇ふもの、變死に係るものあれども其最多部分は病死に屬す、病死者の多きは一に衛生の不備に歸せざるべからず、本縣監獄の死亡者數を見るに、

明治十六年には百〇六人あり、十七年には六十七人あり、十八年には百五十五人あり、十九年には二百十二人あり、二十年には百九十五人ありしが、二十七年には六十九人となり、二十八年には四十三人となり、二十九年には四十七人となり、三十年には三十四人となれり、在監人員の増加するにも係はらず死亡者は之に逆比して其の數を減少す、監獄衛生の發達に非ずして何ぞ。

死亡者は呼吸器病(就中肺病)に罹りて斃るゝもの最も多きに居る、即ち明治二十八年には死亡者四十三人の内呼吸器病にて死せしもの二十三人を占め、二十九年には四十七人中、二十

各署の死亡數

二人を占む、以て一般を概知すべし。

左に最近四ヶ年間の死亡者數を記さん

監獄本署 在て明治二十七年には病死せしもの刑事被告人に男子一名を出し、囚人に男子三十一名、女子二名を出し、二十八年には病死せしもの囚人に男子二十名、女子一名を出し、變死せしもの囚人に男子一名を出し、二十九年には病死せしもの刑事被告人に男子一名を出し、囚人に男子二十二名を出し、外に刑死者一名あり、三十年に病死せしもの囚人に男子十五名、女子三名を出し、

ト變死せしもの囚人に男子二名を出し、

久留米監獄支署 在て明治二十七年には病死せしもの刑事被告人に男子二名を出し、囚人に十三名を出し、二十八年に病死せしもの囚人に男子十名を出し、刑事被

告人に女子一名を出し、二十九年に病死せしもの刑事被告人に男子一名を出し、囚人に八十一名を出し、外に變死者刑事被告人に一名あり、三十年に病死せしもの囚人に男子三名、刑事被告人に男子一名を出し、小倉監獄支署に在て明治二十七年には病死せしもの刑事被告人に男子一名を出し、囚人に十九名を出し、二十八年に病死せしもの囚人は男子十名を出し、二十九年に病死せしもの囚人に男子十一名を出し、三十年に病死せしもの囚人に男子六名を出し、變死せしもの囚人に男子三名、女子一名を出せり。

假出獄

第五章 假出獄人員の多寡

假出獄の制は囚人の位置に於て異大の恩典なり、此恩典や在監中能く獄則を謹守し作業に勉勵し、改愼の狀顯著にして刑

期四分の三を経過したる者に認許せらる、蓋し罪科を消却し復び社會に危害を加ふるの患なきを確認せし結果なり、本縣の假出獄人員は明治三十一年に於て實に全國に冠たるに至る、乃ち全國中十人以上の假出獄人員を出せし府縣は大坂府に十四人、新潟縣に十八人、群馬縣に十九人、愛知縣に十人、廣島縣に十四人、香川縣に十人、鹿兒島縣に十一人、栃木縣に十三人、三重縣に十人、宮城集治監に十人なる間に、本縣は四十三人の多きに上れり、法は素と一律唯之を行ふ如何により精粗巧拙の奇觀を呈す、視察の周到なるに非ずんは何んが夫れ斯の如くなるを得んや、由來福岡縣監獄事業は全國中有數の發達をなすと云ふ、今日此事ある敢て異とするに足らざるなり。

獄費増出

第六章 監獄費の増出

本縣監獄費は歳々次々増加の一方に傾注し、愈よ益す其の完備至盡の實を擧げんとす、民衆粒々の苦財を糜せしむる、一面に於ては此の蠶賊を惡むと同時に、一面に於ては監獄經營に積極的方針を採る寔に喜ぶべし乃ち

明治十六年	には七萬六千八百四十九圓を支出し、
明治十七年	には九萬三千七百四十一圓を支出し、
明治十八年	には七萬八千五百三十一圓を支出し、
明治十九年	には八萬八千五百三十七圓を支出し、
明治二十年	には九萬〇三百九十二圓を支出せしか、
明治二十五年	には八萬二千八百〇八圓を支出し、
明治二十六年	には九萬千二百七十三圓を支出し、
明治二十七年	には八萬七千五百五十二圓を支出し、
明治二十八年	には九萬〇九百一十一圓を支出し、

明治二十九年 には十一萬四千五百五十一圓を支出し、
 明治三十年 には十二萬千四百三十三圓を支出し、
 明治三十一年 には十四萬〇四百〇四圓を支出せんとす。

惡衆を拘禁し囚徒を矯養せんか爲めに此巨費を擲し、而して其の收得する所は僅かに十分の一にも及ばず、若し夫れ年々十萬の巨費を他の生産的事業に投せば如何なる効か成らざるわらんや、彼等を教養矯化して正業に就かしめんとは即ち國家の生産力を増し、民衆の幸福を圖る所以にして、抑も吾人々類相憐至情の義務と直接間接に享くべき至大の利益とを併有す、監獄の事豈一日も忽諸に思ふべけんや。

囚人本籍

第七章 囚徒の各郡市別

本縣の監獄に繋がるゝもの必ずしも本縣人のみなりとせず、加ふるに奸譎詐謀の徒出沒常ならず、所在分明ならざるを多

各都市の囚徒

さも先づ原籍者として見らるべきものを各都市に別ち明治

二十七・八・九、三ヶ年間の異動数を掲げ参考の一助に資す。

福岡市 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年

に九十九人あり、二十八・年には六十一人あり、二十九・年

には二百二十人あり、

粕屋郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

三十二人あり、二十八・年に二十三三人あり、二十九・年に三

十人あり、

宗像郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

五十五人あり、二十八・年に五十人あり、二十九・年に四十

三人あり、

遠賀郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

五十七人あり、二十八・年に三十四人あり、二十九・年に四

十二人あり、

鞍邊郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

四十一人あり、二十八・年に二十七人あり、二十九・年に二

十七人あり。

嘉穂郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

元嘉麻穂波二郡を合し四十人あり、二十八・年に元前二郡

を合し五十人あり、二十九・年に五十一人あり、

朝倉郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治廿七年に元

上坐下坐、夜須三郡を合し九十三人あり、二十八・年に元前

三郡を合し九十三人あり、二十九・年に七十八人あり、

筑紫郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七・年に

元那珂、御笠、席田三郡を合し七十四人あり、二十八・年に元

前三郡を合し七十八人あり、二十九・年に六十八人あり、

糸島郡 より出でし囚人及懲治者の数は元治土志麻二郡

を合し四十人あり、二十八年に元前二郡を合し四十四人あり、二十九年に三十五人あり、

早良郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

二十三人あり、二十八年に十七人あり、二十九年に二十一人あり、

久留米市 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年

に六十六人あり、二十八年に六十三人あり、二十九年に十三人あり、

浮羽郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

元生葉竹野二郡を合し五十六人あり、二十八年には元前二郡を合し五十七人あり、二十九年に五十一人あり、

三井郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

元御井御原山本三郡を合し七十五人あり、二十八年に元

前三郡を合し八十七人あり、二十九年に七十二人あり、

三潯郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

百四十一人あり、二十八年に八十七人あり、二十九年に八十四人あり、

八女郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

元上妻下妻二郡を合し百〇四人あり、二十八年に元前二郡を合し九十二人あり、二十九年に九十三人あり、

山門郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

百〇八人あり、二十八年に七十八人あり、二十九年に七十一人あり、

三池郡 より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に

六十人あり、二十八年に四十五人あり、二十九年に四十

一人あり、
 企救郡 　より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に七十五人あり、二十八年に七十五人あり、二十九年に七十五人あり、
 田川郡 　より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に四十九人あり、二十八年に五十人あり、二十九年に五十人あり、
 京都郡 　より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に元京都郡仲津二郡を合し五十九人あり、二十八年に元前二郡を合し六十七人あり、二十九年に六十三人あり、
 築上郡 　より出でし囚人及懲治者の数は明治二十七年に元築城、上毛二郡を合し七十五人あり、二十八年に元前二郡を合し六十七人あり、二十九年に四十八人ありき。

教育須要

犯罪者の種

第八章 教育との關係並に感化保護院の必要

犯罪の主因は索め來れば其種一にして足らず、然れども最も勢力ある種因の一に數へらるゝものは實に教育及び財産の有無に歸することを得べし、今請ふ犯罪者其の最多部分は竊盜犯者なり、の元子とも見つべき全國懲治者に就き其一般を窺へば

明治二十四年 　に懲治者總數九百十八人の内、資産あるもの三十九人、資産なきもの八百七十九人にして、讀書をなし得るもの百四十四人、全く無學のもの七百七十四人あり、
 明治二十五年 　に懲治者總數九百九十一人の内、資産あるもの七十四人、資産なきもの九百十七人にして、讀

書をなし得るもの二百二十一人||全く無學のもの七百

六十九人あり、

明治二十六年

に懲治者總數九百〇九人の内||資産あるもの三十五人||資産なきもの八百七十四人にして||

讀書をなし得るもの百三十六人||全く無學のもの七百

七十三人あり、

明治二十七年

に懲治者總數千〇四十六人の内||資産あるもの二十三人||資産なきもの千〇二十三人にして

||讀書をなし得るもの百七十三人||全く無學のもの八

百七十三人あり

明治二十八年

に懲治者總數七百六十五人の内||資産あるもの二十八人||資産なきもの七百三十七人にして

||讀書をなし得るもの百二十一人||全く無學のもの六

百四十四人あり、

教育及び資産の有無は犯罪上至大の關係を有するものなる
とは是を以て推知するを得べけん而かも資産有無の點に
至ては抑も末なり若し夫れ是等不逞の徒をして一片善惡の
識別心を釋然たらしむるあらんか何ぞ正業に就かざるを
憂へんや何ろ無資の悲運を聊たんや教養の力を以て「渴して
も盜泉の水を飲まず、」勞苦して而して衣食す、」て眞意義
を有効に彼等の腦裡に浸漸せしめよ然る後偕に語るを得べ
きなり。

犯罪防遏

犯罪の跡を斷つは否尠なくとも犯罪者の減少を圖らんと欲
せば社會は須く奮て感化保護院の創設を企てざるべからず
管に出獄人の寄邊なき軀を保護するのみならず進んで犯罪
の種因たらんものをも匡養せざるべからず人は謂ふ斯種の

事業は社會的慈善の行爲なりと爾り一種の慈善的事業には相違なきも吾人生存の上よりして見れば寧ろ必然の義務を負ふもの云ふを得べきなり何となれば保護其物は即ち慈善なるべけれども犯罪防遏は即ち吾人の利益なるを以てなり況んや人類相憐の至情たるに於てをや。

縣下の保護場

現今縣下に於ける出獄人保護場は會て久留米市に其跡を斷ちしより昨年一月減刑令の發布ありし際に生れ出でし貝島保護場及び三池保護會の二者あり夫れ出獄人保護場なるものは一旦誤ちて刑律に觸れしものを社會の彼等を蛇蝎視し之と齒するを耻づるより嫌忌の餘遂に彼等に再び正業を踏む能はざるの境遇に陥らしめ彼等をして復た犯罪の已むを得ざる機會を容易に捉へしむるを防遏せんか爲め一面感化の主動者となり一面社會の紹介者たらんとする相憐の至情

より起りしものなり斯種の業體は犯罪の種因を未萌に禁遏すべき不良少年感化院の設立と偕に社會的公共的將た國家的事業として宗教家教育家に諭勿く宜しく大に力を盡すべきものなりとす。

貝島保護場

貝島保護場は遠賀郡香月村香月炭坑場内に在り本縣監獄署の出獄人にして親族故舊の頼るなきもの原籍遠隔にして歸郷の旅費なきもの本人よりの希望に出づるもの等を保護して生業を授け獨立の良民たらしむるの目的たり現今に至るまで同場の引受けし出獄者數は總計百三十五人にして成績見るべきものあり明治三十一年三月の調査によるに現今は五十五人にして改心の情顯著なるもの二十七人改心の見込あるもの二十二人改心の見込なきもの六人なりしと云ふ。

三池保護會

三池保護會は三池郡駛馬村宇西米生に在り、三池集治監及び熊本縣三池出張所の出獄者にして改悛の情顯著なりと認めしものに保護を加へ、生業を得るの途を紹介して良民に復歸せしむるの目的たり、同場に於ては當初保護を加へしもの三百七十二名の多きに達せりとなり。

裁判

第五編 裁判

沿革區劃

第一章 沿革及び區劃

裁判とは是非を判し曲直を斷じ、正を明かにし邪を匡すの謂にして、古へより聽訟斷獄の事、制度歴證俱に見るべきもの尠ならず、而して社會人事の進達頻繁なるに従ひ、裁判の法亦た複雑に趨き、人智の開發と法律の整備とは彌よ倍す、聽訟斷獄の多端を來さしむ。

規創

既往の制度區劃は暫く之を措き、明治二十三年二月法律第六號を以て裁判所構成法の公布ありてより、裁判の管轄區域は茲に更定せられ、通常裁判所を區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種とし、大審院は之を東京に置き、控訴院は全國を七管區に別ち之を東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、函館の七個所

地方裁判所

に分設し各院の下に地方裁判所を設置し、地方裁判所の下に各區裁判所を置く、即ち我が福岡地方裁判所は長崎控訴院の管内に在るものにして全縣を本廳、二支部及び八區裁判所に分割す、是れ現今の裁判區劃なり。

地方裁判所は本廳を福岡に、支部を久留米、小倉の兩所に置く、蓋し本廳の事務を兩支部に分轄せし所以のものは一に人民歸向の便に従ひしのみ、即ち

福岡地方裁判所

は福岡市大名町に在り、福岡、粕屋、宗像、鞍手、嘉穂、朝倉、筑紫、糸島、早良の一市八郡、百二十九方里奇

零九厘を管區とし、一市、十ヶ町、百四十ヶ村を含む、

久留米支部

は久留米市篠山町に在り、久留米、浮羽、三井、

三瀬、八女、山門、三池の一市六郡、四十六方里奇零三步五厘を管區とし、一市、十二ヶ町、百十八ヶ村を含む、

區裁判所

管内の區裁判所は福岡、甘木、飯塚、久留米、福島、柳河、小倉、行事の八ヶ所にあり、即ち

福岡區裁判所

は福岡市大名町に在り、福岡、粕屋、宗像、筑

紫、糸島、早良の一市五郡、六十八方里奇零三步九厘を所管とし、一市、五ヶ町、八十四ヶ村を含む、

甘木區裁判所

は朝倉郡甘木町に在り、朝倉郡一圓、二十

二方里奇零五歩八厘を所管とし、二ヶ町、二十四ヶ村を含む、

飯塚區裁判所

は嘉穂郡飯塚町に在り、嘉穂、鞍手の二郡、

三十八方里奇零七歩一厘を所管とし、三ヶ町、三十五ヶ村

を含み

久留米區裁判所

は久留米市篠山町に在り、久留米、浮羽

三井の一市、二郡及び三瀨郡の一部、十八方里奇零八歩三

厘を所管とし、一市、四ヶ町、四十三ヶ村を含み、

福島區裁判所

は八女郡福島町に在り、八女郡一圓、十三

方里奇零七歩九厘を所管とし、二ヶ町、二十八ヶ村を含み、

柳河區裁判所

は山門郡柳河町に在り、山門、三池の二郡

及び三瀨郡の一部、十三方里奇零二厘を所管とし、六ヶ町

四十七ヶ村を含み、

小倉區裁判所

は企救郡小倉町に在り、遠賀、企救の二郡

二十六方里奇零六歩一厘を所管とし、五ヶ町三十一ヶ村

を含み、

行事區裁判所

は京都郡行橋町に在り、田川、京都、築上の

三郡、三十五方里奇零一步五厘を所管とし、三ヶ町、六十一ヶ村を含む。

又た別に散點せる各島に在ては志賀島、相島、大島、地島、玄界島、小呂島、姫島、殘島等は福岡區裁判所に、大野島は柳河區裁判所に、藍島、馬島は小倉區裁判所に、養島は行事區裁判所に孰れも分轄せらる。』

出張所

各區裁判所の下には出張所あり、管下總計三十二個所にして即ち

福岡區裁判所管内

には老司、西新町、前原、深江、箱崎、青柳

東郷、福岡、大宰府の八ヶ出張所あり、

久留米區裁判所管内

には松崎、吉井、北野の三ヶ出張所

あり、

小倉區裁判所管内

には門司、曾根、蘆屋、黒崎の四ヶ出張

所あり

甘木區裁判所管内

飯塚區裁判所管内

り

福島區裁判所管内

柳河區裁判所管内

り、

行事區裁判所管内

六ヶ出張所あり。

今茲に本縣に於ける裁判所の經歷が如何に由來して今日に至りしかを探究せんか、明治九年九月十三日太政官布告第百十四號を以て各地方裁判所を改設し同年同月司法省達第百十六號を以て各地方裁判所に便宜支廳を置くの制を定め、斯

沿革

の創制に依り同年十月二十八日福岡に支廳を新置し、長崎裁判所、福岡支廳と稱し、以て本縣管下を統轄せしむ、是れ實に福岡に於ける法術設定の嚆矢たり、是より先き明治九年五月二十五日開廳の三潞裁判所なるものありしが、同年直に太政官布告第百十四號を以て廢撤せられ、從前同所に於て掌理し來りし筑后全國の民事事件並びに福岡縣本支兩廳の聽訟課に於て取扱ひ居りし管内に在る筑前豐前兩國の分は既に獨立の法術福岡に新設せられしを以て福岡縣本廳は明治九年十一月二十八日に同小倉支廳は同年十二月に、舊三潞裁判所は同年同月二十八日に孰も之を擧げて悉く福岡支廳の手に移屬したり即ち法術は茲に明治九年十一月を以て始めて開廳すと雖も事猶ほ創勿に際し漸くに福岡縣廳内の一部を假用して執務するに過ぎざりき。

福岡支廳の開設に先だち秋月暴徒處斷の爲め福岡に臨時裁判所を特設せられしをあり、此際に於ける職員の如き單に一時の出來事に止まりしを以て司法省よりの特派員と福岡縣廳聽訟課員との合同組織に成らしめて處理せり、尋で亦十年の變亂あり十年四月二日九州地方犯罪者處斷の爲め福岡に臨時裁判所を置き征西總督府員及び司法省特派員並びに福岡支廳の詰員より成りし合同組織の職員を以て事を執らしめたり。

明治十一年一月四日に至り前年來福岡天神町一番地に建築中なりし新館竣成を告げ直に移轉しぬ、而して當時全國の法政思想は一般に其の度を高め事件漸次繁雜増進し裁判の組織も亦從來の如く狭少なるを容さず、果然明治十四年十月六日太政官布告第五十三號は長崎裁判所福岡支廳の名稱を改

めしめて福岡始審裁判所と改稱し、管内福岡久留米小倉の三ヶ治安裁判所を置き、十五年一月一日より開廳するとはなれり、翌十六年一月十日久留米小倉の兩所に始審裁判所支廳を置くとなり、兩地の各治安裁判所を之に分屬せしめ、久留米支廳には筑後一圓を、小倉支廳には筑前の遠賀鞍手二郡及び豊前の企救田川京都仲畑築上毛の六郡を分轄せしめ、各々同年二月一日より開廳せり、十七年六月十六日久留米支廳管内なる柳河に治安裁判所を新設開廳し、山門三池の二郡を分屬せしめ、猶ほ同年十月三日に至り更に三潞郡の内四十ヶ町村を同所に管轄せしむ。

明治十九年法律第一號は登記法の發布なり、此法律の施行に依り福岡始審裁判所全管内に登記所を新置するを治安裁判所に四ヶ所、郡役所に十五ヶ所、戸長役場に三十七ヶ所合計五

十六ヶ所にして翌二十年二月一日より其の事務を開始せし
も越へて二十一年十一月二十五日に至り之を廢止せり蓋し
同年九月十五日勅令を以て治安裁判所出張所を置くの制を
定め司法省令を以て出張所位所置管轄區域を改め同十一月
二十二日より一齊に之が開始を行ひしを以てなり。

福岡始審裁判所建築の第二回工事は地を福岡大名町土手町
合併地に卜し明治二十年十月より起工し二十一年十月に功
を畢へ同十一月五日之に移る爾後二十三年二月に至り裁判
所構成法の公布裁判所構成法施行條例に依り二十三年十一
月一日より福岡始審裁判所を改めて福岡地方裁判所とし福
岡久留米、小倉柳河の治安裁判所は孰も區裁判所の名稱と變
じ二十三年八月十一日裁判所管轄區改域定に依り新に甘木、
飯塚、福島、行事の四區裁判所を置き二十四年一月六日より事

務を開始せり猶ほ久留米、小倉兩支部は二十三年八月十五日
の設置に係るものなり。

明治二十三年八月末日司法省令を以て區裁判所管轄區域表
を改定し西新町外十一ヶ所の出張所を増設し即ち西新町箱
崎、黒木、門司、豊津の各出張所は二十三年十二月十日より、青柳
榎津の兩出張所は二四年一月十日より、大隈、福丸、添田、推田の
各出張所は同年三月二十日より、黒崎出張所は同年七月一日
より何れも順次開廳し又た老司、深江、星丸、北野、瀬高、曾根、垂水
の各増設出張所は二十六年十二月十一日より事務を取扱ひ
たり。

第二章 職員

職員
現今福岡地方裁判所管内に於ける職員の数及び配合は如何
即ち

福岡地方裁判所 在ては所長一名判事七名、検事正一

名、検事二名、書記十二名、雇十一名あり、

福岡區裁判所 在ては判事二名、検事一名、試補一名、書

記八名、雇六名にして、管内各出張所に書記十三名、雇九人あり、

久留米區裁判所 在ては判事六名、検事二名、書記十名、

雇七人にして、管内各出張所に書記三名、雇五人あり、

小倉區裁判所 在ては判事六名、検事二名、試補一名、書

記十名、雇九名にして、管内各出張所に書記五人、雇三人あり、

甘木區裁判所 在ては判事一名、書記三名、雇五名にし

て、管内各出張所に書記二名、雇二名あり、

飯塚區裁判所 在ては判事一名、検事一名、書記五名、雇

三名にして、管内各出張所に書記三人、雇五人あり、

福岡區裁判所 在ては判事一名、書記三名、雇五名にし

て、管内各出張所に書記二名、雇三名あり、

柳河區裁判所 在ては判事一名、検事一名、書記五名、雇

四名にして、管内各出張所に書記四名、雇四名あり、

行事區裁判所 在ては判事一名、検事一名、書記六名、雇

二名にして、管内各出張所に書記六名、雇七名あり、

辯護士

辯護士は管内に於て辯護士名簿に登録せしもの總計號數一時四十七に及びしも、爾後或は他管に轉住し、或は判檢事に登用し、又は其他の事故に依て實數稍減少し、現員二十六名あり。

執達吏

執達吏は管下を通じて總數十三名、即ち福岡に三名、小倉、久留米、柳河に各二名、其他は各一名宛の現員なり。

公證人

公證人は管下を通じて總數十二名、即ち福岡に三名、久留米、小

倉に各二名其他は各一名宛の現員なり。

事件増加

第三章 事件の増加

世の進歩に伴ひ法政の事日に周密に輝き、各人の關係、年を追ふて擴伸し、權義の辨争、次第に發達し、人智の發達は或點に就て却て狡猾の才を誨へ、警察の制紀完備なれば容易に法網を潜るを容さず、斯の如くにして蕩々集注し來る所の民刑事事件法に照し律を按するの條、机上堆をなすに至るは是れ自然の趨勢なり、試みに以前始審治安と呼ばれし頃の裁判所に於て處斷せられしものと近年の分とを對照すれば其件數の増大寧ろ喫驚するに堪へたり、觀よ

民事事件の増加

明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に於ける福岡姑審裁判所の民事事件數は漸くに既濟裁判八十二件、解訟十九件、取下四件に止まり治安裁判所の部に於ても又

た僅々既濟裁判百三十九件、解訟三百五十八件、取下十四件にして其翌年度即ち明治十九年八月より二十年七月に至る間に於ても未だ以て増進せりとすべからず、即ち福岡姑審裁判所に於て既濟裁判七十三件、解訟廿二件、取下四件、治安裁判所に於て既濟裁判百六十五件、解訟二百六十一件、取下十六件たりしなり、請ふ之を明治二十八年以降三十年に至る三ヶ年間の事件數に徴せよ、

明治二十八年中には管内を通じて既濟裁判一千三百〇七件、棄却二十九件、却下十六件、管轄違三件、和解百十三件、取下六百三十六件、二十九年中には既濟裁判一千百三十一件、棄却七件、却下四十三件、管轄違一件、和解八十件、取下五百七十三件、三十年中には既濟裁判一千二百十四件、却下二十

刑事事件の増加

九件、管轄違二件、和解四十五件、取下六百二十八件たるに至れり、

民事事件の増加實に前記の如し、然らば則ち刑事の事件に就ては果して如何なる現象を呈し居るかを察せよ、

明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に於ける福岡始審裁判所の豫審事件数は重罪に移せしもの八十二件、輕罪に移せしもの百二十七件、免訴となりしもの七十二件、消滅二件にして其翌十九年八月より二十年七月に至る一年度内に於ては重罪に移せしもの三十九件、輕罪に移せしもの七十七件、免訴となりしもの六十一件なりしなり、次に明治二十八年以後三ヶ年間の件數に就て見よ、即ち明治二十八年中には管内を通じて重罪に移せしもの七十件、輕罪に移せしもの三百五十六件、違警罪に移せしもの

豫審事件

一件、免訴となりしもの二百四十八件、二十九年中には重罪に移せしもの七十六件、輕罪に移せしもの三百三十一件、違警罪に移せしもの一件、免訴となりしもの百八十四件、三十年中には重罪に移せしもの七十八件、輕罪に移せしもの三百〇二件、免訴となりしもの百六十四件、たるに至れり、是に由て之を觀るも裁判事件の増加は頻年倍す其の夥だしきを了知するに足らん。

第四章 本廳及び支部の豫審事件

管内事件の増加は年と偕に頻りなると前章既に之を説けり、今夫れ最近三ヶ年間に於て福岡地方裁判所及び久留米、小倉の兩支部の處斷せし豫審事件數を比較し、以て其多寡を示さん、

福岡地方裁判所

福岡地方裁判所 に於ては明治二十八年中に地方裁判所

に移せし重罪の部三十一件、輕罪の部百二十八件、區裁判所に移せし輕罪の部四件、證憑不充分にて免訴となりたるもの八十三件、其他の事故により免訴となりしもの十件、消滅に歸せしもの五件、管轄違なりしもの一件にして、二十九年中に地方裁判所に移せし重罪の部四十三件、輕罪の部十件、區裁判所に移せし輕罪の部一件、證憑不充分にて免訴となりしもの五十五件、其他の事故により免訴となりしもの十二件、消滅に歸せしもの一件、管轄違なりしもの一件にして、三十年中に地方裁判所に移せし重罪の部二十二件、輕罪の部百〇五件、區裁判所に移せし輕罪の部三件、證憑不充分にて免訴となりしもの四十五件、其他の事故により免訴となりしもの四件、消滅に歸せしもの一件なり、

久留米支部

に於ては明治二十八年中に地方裁判所に移せし重罪の部十七件、輕罪の部百二十件、區裁判所に移せし輕罪の部二件、違警罪の部一件、證憑不充分にて免訴となりしもの五十三件、其他の事故により免訴となりしもの十六件、管轄違なりしもの四件にして、廿九年中に地方裁判所に移せし重罪の部十五件、輕罪の部八十一件、區裁判所に移せし輕罪の部二件、證憑不充分にて免訴となりしもの四十一件、其他の事故により免訴となりしもの六件、消滅に歸せしもの一件、管轄違なりしもの二件にして、三十年中に地方裁判所に移せし重罪の部二十二件、輕罪の部七十四件、區裁判所に移せし輕罪の部一件、證憑不充分にて免訴となりしもの二十六件、其他の事故により免訴となりしもの三件なり、

小倉支部

小倉支部

に於ては二十八年中に地方裁判所に移せし重罪の部二十九件、輕罪の部九十八件、區裁判所に移せし輕罪の部四件、證憑不充分にて免訴となりしもの七十五件、其他の事故にて免訴となりしもの十一件、消滅に歸せしもの五件、管轄違なりしもの九件にして、二十九年中に地方裁判所に移せし重罪の部十八件、輕罪の部百三十二件、區裁判所に移せし輕罪の部五件、違警罪の部一件、證憑不充分にて免訴となりしもの五十二件、其他の事故により免訴となりしもの十八件、管轄違なりしもの三件にして、三十年中に地方裁判所に移せし重罪の部三十四件、輕罪の部百十三件、區裁判所に移せし輕罪の部六件、證憑不充分にて免訴となりしもの六十九件、其他の事故により免訴となりしもの十七件、消滅に歸せしもの四件、管

重罪減少

轄違なりしもの二件なり、
第五章 重罪犯の減少

人文陋野にして輕跳矇昧の時代に在ては各種の犯罪者多きか裡に、重罪に該當するもの比較的多數を占め、而かも良民危殆の事種々尠なからざりしが、比年漸次其の減少を見るに至れり、蓋し其の犯因に至りては諸種の理由存在するありて素より同一轍に之を速斷し難しと雖も、國運の發達は幾多浮浪の徒を驅て産業を興すの途を講ぜしめ法律の周緻警察の綱紀は是等惡漢の横行を防遏するに足り、就中其狡智は罪科の重き割合に利得する所決して多からざるを自悟するに至りし等、少くとも減少の一因たらずんはあらず。

今茲に日本全國に於ける重罪犯者減少の比例を證せんか明治二十三年には人口十萬人に就き八人、奇零六歩七厘にして

全國の重罪犯者

二十四年には九人奇零三步二厘なりしもの、毎歲次第に減降して二十五年には八人奇零二步七厘となり、二十六年には八人奇零二步となり、二十七年には七人奇零七步七厘となり、二十八年には更に減じて七人奇零一步八厘となる、是れ洵に良民の幸福にして抑も亦た國家の慶事なり。

九州の重罪犯者

又た九州に於ける重罪犯人の多寡を比照せんか其の數の最も夥多なるは我が福岡縣管内にして明治二十八年に於て百十六人の多きに上り、次は熊本縣管下にして其數百〇九人大分、長崎、鹿兒島、宮崎、佐賀、之に次ぐ、然れども其人口に對する歩合に至りては宮崎は最も重罪犯者の多數なるを現はすの經跡あり、即ち人口十萬人に對し十人奇零七步四厘を出し、次は熊本にして九人奇零八步六厘、次は我福岡にして八人奇零八步三厘なるを示す、之に次ぐは大分、長崎、佐賀、鹿兒島なりとす。

本縣の重罪犯者

福岡縣管内に於て明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に、福岡始審裁判所の處斷に係る重罪事件は有罪百四十七件、無罪十二件にして、其翌十九年八月より二十年七月に至る年度内には有罪百〇九件、無罪八件なりしが、福岡地方裁判所に於てせしものは明治二十八年中に有罪八十一件、無罪九件となり、二十九年中に有罪六十三件、無罪五件となり、三十年中に有罪七十四件、無罪一件となれり。

第六章 輕罪犯の増加

輕罪増加
全國の輕罪犯人

輕罪犯人は重罪犯人と大に其趣きを異にし、年々歲々其數の増加するを見る、明治二十三年には全國を通じて人口千人に就き三人奇零一步三厘なりしに、二十四年には三人奇零三步七厘となり、二十五年には三人奇零六步七厘となり、二十六年には三人奇零七步四厘となり、二十七年には三人奇零八步と

なるに至る、二十八年には稍減じて三人奇零三步四厘となりしも是日清戦役の餘響一時細民糊口の途を開きし原因の異例にして毎歲輕罪犯者の増加するは掩ふべからざる事實なり殊に二十八年の現調によれば九州に於ける各管下の中に就ては我福岡縣管内の輕罪犯者數は實に五千百八十四人にして人口千人に對する三人奇零九步五厘に相當し他管に比して異常の巨數を出すもの、如し是吾人の輕忽に看過すべからざるもの。

管内に於ける輕罪事件は明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に福岡始審裁判所の處斷に係るもの有罪二千二百六十二件、無罪五十一件、免訴四件、管轄違二件にして其翌十九年八月より二十年七月に至る一年度内には有罪二千七百七十八件、無罪四十八件、免訴三件なりしが明治二十八年中に

本縣の輕罪件數

各所の輕罪件數

至り福岡地方裁判所管内に於て處斷せし全數は有罪四千九百八十五件、無罪二百〇八件、免訴十九件、管轄違十五件、消滅十六件となり二十九年中には有罪四千八百九十四件、無罪二百十二件、免訴二十二件、管轄違十三件、消滅十二件となり三十年中には有罪五千百九十九件、無罪百四十七件、免訴十八件、管轄違十八件、消滅八件となれり。

今之を有罪無罪別とし各廳に區分して最近三ヶ年間の件數を列記すれば

福岡地方裁判所 　　に於ては二十八年中に有罪となりしもの八百十七件、無罪となりしもの四十一件、二十九年中に有罪となりしもの七百九十九件、無罪となりしもの三十八件、三十年中に有罪となりしもの七百九十一件、無罪となりしもの十五件あり、

久留米支部 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの七百三十六件、無罪となりしもの四十二件、二十九年中に有罪となりしもの五百五十二件、無罪となりしもの二十六件、三十年中に有罪となりしもの六百三十五件、無罪となりしもの二十八件あり。

小倉支部 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの六百六十一件、無罪となりしもの四十七件、二十九年中に有罪となりしもの七百六十一件、無罪となりしもの六十五件、三十年中に有罪となりしもの七百五十件、無罪となりしもの三十五件あり。

福岡區裁判所 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの六百九十一件、無罪となりしもの十三件、二十九年中に有罪となりしもの六百四十六件、無罪となりしもの二

十件、三十年中に有罪となりしもの六百八十八件、無罪となりしもの十三件あり、

飯塚區裁判所 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの二百九十一件、無罪となりしもの十件、二十九年中に有罪となりしもの三百四十六件、無罪となりしもの二十四件、三十年中に有罪となりしもの三百四十六件、無罪となりしもの十一件あり、

久留米區裁判所 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの五百〇五件、無罪となりしもの二十四件、二十九年中に有罪となりしもの五百四十七件、無罪となりしもの十二件、三十年中に有罪となりしもの五百八十九件、無罪となりしもの六件あり、

柳河區裁判所 　に於ては二十八年中に有罪となりしもの

の三百六十八件、無罪となりしもの十七件、二十九年中に有罪となりしもの三百八十九件、無罪となりしもの十件、三十一年中に有罪となりしもの四百二十件、無罪となりしもの十六件あり、

小倉區裁判所 　　に於ては二十八年中に有罪となりしもの五百〇二件、無罪となりしもの十二件、二十九年中に有罪となりしもの四百六十三件、無罪となりしもの十三件、三十一年中に有罪となりしもの五百八十九件、無罪となりしもの十四件あり、

行事區裁判所 　　に於ては二十八年中に有罪となりしもの四百十四件、無罪となりしもの二件、二十九年中に有罪となりしもの三百九十一件、無罪となりしもの四件、三十一年中に有罪となりしもの三百九十一件、無罪となりしもの三件あり、

違警罪犯

もの九件ありき

斯の如く夫れ饒多なり國家の患害豈に尠少なりとせんや。

第七章 違警罪犯人

違警罪犯人は重輕罪の如く罪の大なるものに非ずして其の害を及ぼすべき區域も從て狹少なり、然れども其犯人の夥多なるは決して喜ぶべき現象に非るは辨を俟ずして明かなり、本縣管内に於て有罪となりしもの明治廿八年中には百四十一件なりしが、廿九年中には三百五十一件になり、三十年中には二百三十五件あり、今之を各區裁判所に分別列記すれば、

福岡區裁判所 　　に於て二十八年中は十四件なりしが三十年中には三十九件に増し、

飯塚區裁判所 　　に於て二十八年中は三十四件なりしが三十年中は二十一件に減じ、

久留米區裁判所 　　に於て二十八年中は九件なりしが三
 十年中は五十六件に増し、
 柳河區裁判所 　　に於て二十八年中は三十九件なりしが
 三十年中は五十二件に増し、
 小倉區裁判所 　　に於て二十八年中に十一件なりしが三
 十年中は四十三件に増し、
 行事區裁判所 　　に於て二十八年中は三十四件なりしが
 三十年中は二十四件に減じたり。

犯罪種別

第八章 犯罪の種類別

夫れ犯罪の原由や、其の因千差萬別惡むべきあり、哀しむべき
 あり、憐むべきあり、忍びざるあり、或は偶發的あり、或は習慣的
 あり、或は主、或は從、或は單獨、或は共謀殆んど列擧するに違わ
 らず、然れども既に現出せし事實の上より見れば自ら一定の

靜謐を害す
る罪

區分ありて嚴存す。
 上來記述する所の犯罪者は悉く此區分の裡に包含せらるゝ
 もの、即ち之を大別して逐項列記す。

(一) 靜謐を害する罪

明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に福岡始審
 裁判所に於て斯種の犯罪に問はれしもの二百人なりしが二
 十八年中には管内を通じて五百三十三人となり二十九年中
 には四百九十五人に減じ三十年中には六百三十五人となれ
 り、之を各廳に別てば

福岡地方裁判所 　　に於て二十八年中には三十三人なり
 しが三十年中には十八人となり、
 久留米支部 　　に於て二十八年中には二十三
 人なりしが三十年中には二十六人となり、

小倉支部 　　に於て二十八年中には十九人なりしが三十年中
 中には十七人となり、
 福岡區裁判所 　　に於て二十八年中には百四十一人なり
 し、三十年中には百二十七人となり、
 飯塚區裁判所 　　に於て二十八年中には三十二人なりし
 が三十年中には三十九人となり、
 久留米區裁判所 　　に於て二十八年中には百三十八人な
 りしが三十年中には百三十六人となり、
 柳河區裁判所 　　に於て二十八年中には五十二人なりし
 が三十年中には九十一人となり、
 小倉區裁判所 　　に於て二十八年中には四十八人なりし
 が三十年中には百十四人となり、
 行事區裁判所 　　に於て二十八年中には四十七人なりし

信用を害する罪

が三十年には六十七人となれり。
 (二)信用を害する罪

明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に福岡始審
 裁判所に於て斯種の犯罪に問はれしもの百四十七人なりし
 が二十八年中には管内を通じて百三十七人となり二十九
 年には百二十五人となり三十年中には百十四人となれり之
 を各廳に別てば
 福岡地方裁判所 　　に於て二十八年中には五十二人なり
 し三十年中には三十五人となり、
 久留米支部 　　に於ては二十八年中には三十四人なりし
 に三十年には十四人となり、
 小倉支部 　　に於て二十八年中には一人なりしに三十年
 中には二十四人となり、

風俗を害する罪

福岡區裁判所 　に於て二十八年中には十四人なりしに、
 三十年中には十九人となり、
 飯塚區裁判所 　に於て二十八年中には二人なりしに、三
 十年中には五人となり、
 久留米區裁判所 　に於て二十八年中には二十二二人なり
 しに三十年中には六人となり、
 柳河區裁判所 　に於て二十八年中には四人なりしに、三
 十年中には五人となり、
 小倉區裁判所 　に於て二十八年中には二人なりしに、三
 十年には三人となり、
 行事區裁判所 　に於て二十八年中には六人なりしに、三
 十年中には三人となり、
 (三) 風俗を害する罪

明治二十八年中には管内を通じて五百十七人なりしに二十
 九年中には四百五十三人となり、三十年中には四百七十八人
 となり、之を各廳に別てば
 福岡地方裁判所 　に於て二十八年中には二十六人なり
 しに三十年中には十四人となり、
 久留米支部 　に於て二十八年中には一人もなかりしが
 三十年中には十四人を出し、
 小倉支部 　に於て二十八年中には一人もなかりしが三
 十年中には五人を出し、
 福岡區裁判所 　に於て二十八年中には九十三人なりし
 が三十年中には八十八人となり、
 飯塚區裁判所 　に於て二十八年中には七十七人なりし
 が三十年中には八十三人となり、

身体に對する罪

久留米區裁判所 　　に於て二十八年中には三十三人なり
 しが三十年中には五十七人となり、
 柳川區裁判所 　　に於て二十八年中には三十七人なりし
 が三十年中にも増減なく、
 小倉區裁判所 　　に於て二十八年中には百五十八人なり
 しが三十年中には百〇八人となり、
 行事區裁判所 　　に於て二十八年中には九十三人なりし
 が三十年中には七十二人となれり。

(四) 身体に對する罪

明治十八年八月より十九年七月に至る一年度内に福岡始審
 裁判所に於て斯種の犯罪に問はれしもの百二十人なりしが、
 二十八年中には四百七十七人となり、二十九年中には五百三
 十一人となり、三十年には六百八十三人となれり、之を各廳に

別てば

福岡地方裁判所 　　に於て二十八年中には一百人なりし
 に三十年には一百〇一人となり、
 久留米支部 　　に於て二十八年中には三十人なりしに三
 十年中には七十人となり、
 小倉支部 　　に於て二十八年中には七十人なりしに三十
 年には九十人となり
 福岡區裁判所 　　に於て二十八年中には三十六人なりし
 に三十年中には八十三人となり、
 飯塚區裁判所 　　に於て二十八年中には五十一人なりし
 に三十年中には八十七人となり、
 久留米區裁判所 　　に於て二十八年中には三十九人なり
 しに三十年中には五十七人となり、

財産に對する罪

柳川區裁判所 　に於て二十八年中には五十一人なりし
 に三十年中には四十五人となり、
 小倉區裁判所 　に於て二十八年中には五十三人なりし
 に三十年中には百〇二人となり、
 行事區裁判所 　に於て二十八年中には四十七人なりし
 に三十年中には四十八人となれり。

(五) 財産に對する罪

明治十九年八月より二十年七月に至る一年度内に福岡始審
 裁判所に於て斯種の犯罪に問はれしもの八百六十三人なり
 しに、二十八年中には二千四百七十二人となり、二十九年中
 に二千三百二十四人となり、三十年中には二千五百二十五人
 となれり、之を各廳に別てば
 福岡地方裁判所 　に於て二十八年中には六百七十八人

なりしが三十年中には七百〇一人となり、
 久留米支部 　に於て二十八年中には六百三十五人なり
 しに三十年中には五百八十六人となり、
 小倉支部 　に於て二十八年中には五百四十九人なりし
 が三十年中には六百四十人となり、
 福岡區裁判所 　に於て二十八年中に百六十四人なりし
 が三十年中には百四十七人となり、
 飯塚區裁判所 　に於て二十八年中には六十七人なりし
 が三十年中には七十二人となり、
 久留米區裁判所 　に於て二十八年中には百〇二人なり
 しに三十年中には百十四人となり、
 柳川區裁判所 　に於て二十八年中には八十二人なりし
 が三十年中には七十人となり、

小倉區裁判所 　　に於て二十八年中には百十八人なりし

が三十年中には百三十六人となり、

行事區裁判所 　　に於て二十八年中には七十七人なりし

に三十年中には五十九人となれり、

此他猶は健康を害する罪、死屍を毀損し及び墳墓を發掘する罪、商業及び農工商を妨害する罪、官吏濫職の罪、諸規則違犯、違警罪等、各年に渡り多少の増減なきに非るも繁を避けて暫く茲に省く。

上告控訴

第九章 上告控訴抗告

上告控訴抗告是等被告人の便益權利保護の件も漸次事件の増加と一般の發達とに伴ひ其數を進め明治二十三年には上告二十二件控訴十七件抗告二件なりしもの、二十九年には上告三十九件控訴六十三件抗告十件となり三十年には上告十

民事事件

第十章 各所の民事事件

四件控訴五十三件たるに至れり。

本縣管内に於ける民事事件の増加は第三章に於て概論せしが如し、今や項を進めて各廳事件の有様を摘記し其配合を顯はさん

福岡地方裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判百〇

八件和解一件取下五十九件なりしに三十年中には既濟

裁判百三十二件取下六十六件となり、

久留米支部 　　に於て二十八年中には既濟裁判六十四件

取下二十三件なりしに三十年中には既濟裁判七十三件

和解一件取下三十九件となり、

小倉支部 　　に於て二十八年中には既濟裁判七十三件、

却一件、却下六件、取下三十四件なりしに、三十年中には既

濟裁判八十三件、和解一件、取下三十五件となり、

福岡區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判三百件、

棄却一件、管轄違一件、和解四十七件、取下百四十二件なり

しに、三十年中には既濟裁判二百〇四件、取下十四件、管轄

違一件、和解十五件、取下八十四件となり、

甘木區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判五十七

件、和解三件、取下十五件なりしに、三十年中には既濟裁判

三十三件、取下三十七件となり、

飯塚區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判八十四

件、棄却二件、取下二十件なりしに、三十年中には既濟裁判

七十四件、取下二件、取下三十七件となり、

久留米區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判百九

十七件、取下二件、管轄違一件、和解十五件、取下百三十一件

なりしに、三十年中には既濟裁判百五十九件、取下五件、和

解三件、取下九十四件となり、

福岡區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判六十九

件、和解六件、取下五十七件なりしに、三十年中には既濟裁

判九十三件、和解二件、取下四十三件となり、

柳河區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判百〇二

件、却下二件、管轄違一件、和解三件、取下三十二件なりしに、

三十年中には既濟裁判百十八件、却下七件、和解五件、取下

三十九件となり、

小倉區裁判所 　　に於て二十八年中には既濟裁判百二十

四件、棄却二十五件、却下六件、和解六件、取下五十二件なり

しに、三十年中には既濟裁判百二十八件、和解八件、取下八

十八件となり、

行○事○區○裁○判○所 　に於て二十八年中には既済裁判百二十九件和解二十九件取下六十一件なりしに、三十年中には既済裁判百十七件却下一件管轄違一件和解十件取下七十八件となれり。

以上録述するが如く民事事件の饒多なる煩倍す煩然れども之を彼の二十七年に於て縣下の起業熱俄然として勃興し、受負事業の最盛に行はれし當時に比しなば幾分か平準を得て減少の跡あるを視る。

第十一章 民事の種類別

民事に關する訴訟の状態も其種一にして止まらず、其の係累や錯綜紛雜極りなしと雖も其目的や單純一轍歸する所敢て二あるをなし。

本縣管内に於ける民事訴訟の多累なる、一般の發達と相正比

民事種類別

して進み殊に其訴訟に上りし金額見積價格に至りては優に九州の最上位に居り、二十八年の現調に徴すれば楷級千圓以上一萬圓以下のもの管内を通して五十六件、一萬圓以上のもの八件にして、其の價格は總計實に四十七萬七千〇十一圓に上れり。

民事の各種

民事の種類は之を大別して人事、土地建物、金錢、米穀、物品、證券、及び雜事とす、今若し本縣管内の最近三ヶ年間の事件總數を擧ぐれば

- 人事 　に於て二十八年には二十四件、二十九年には二十九件、三十年には三十二件となり、
- 土地 　に於て二十八年には百二十一件、二十九年には百二十二件、三十年には百十二件となり、
- 建物 　に於て二十八年には四十九件、二十九年には五

各所の金額
事件

十件 | 三十年には七十件となり、
 金銭 | に於て二十八年には千四百七十四件 | 二十九年には千二百四十六件 | 三十年には千三百十件となり、
 米穀 | に於て二十八年には百〇七件 | 二十九年には七十九件 | 三十年には百〇六件となり、
 物品 | に於て二十八年には百十八件 | 二十九年にも百十八件 | 三十年には百〇九件となり、
 證券 | に於て二十八年には十五件 | 二十九年には二十一件 | 三十年には百三十三件となり、
 雑事 | に於て二十八年には八十六件 | 二十九年には百七十件 | 三十年には百七十九件となれり、
 此内に就て最も事件の多數なる金銭に關し取扱ひしものを各廳に別てば

福岡地方裁判所 | に於て二十八年には百〇二件にして三十年には百十五件となり、
 久留米支部 | に於て二十八年には四十五件にして三十年には六十九となり、
 小倉支部 | に於て二十八年には五十九件にして三十年には七十件となり、
 福岡區裁判所 | に於て二十八年には三百七十八件にして三十年には二百〇七件となり、
 甘木區裁判所 | に於て二十八年には五十八件にして三十年には五十二件となり、
 飯塚區裁判所 | に於て二十八年には六十五件にして三十年には六十件となり、
 久留米區裁判所 | に於て二十八年には二百七十五件に

して三十年には二百十件となり、
 福島區裁判所 　に於て二十八年には九十六件にして三
 十年には百二十二件となり、
 柳河區裁判所 　に於て二十八年には八十一件にして三
 十年には百〇三件となり、
 小倉區裁判所 　に於て二十八年には百五十二件にして
 三十年には百七十五件となり、
 行寧區裁判所 　に於て二十八年には百六十三件にして
 三十年には百二十七件となれり。

第十二章 登記の増加

登記料の増加

明治十九年法律第一號を以て登記法の公布ありてより各所の登記件數及び登記料は年毎に増進し來り、明治二十八年の現計に於てすら我が管内は九州中第一位の登記料を拂はし

各種の登記

めたり爾來新事業の勃興土地家屋の騰貴土地賣買の頻繁登録税法の實施料金の増加等は三十年に至り遂に料金三倍の多きに達しぬ即ち管内を通じて二十八年には登記十四萬四千四百四十八件料金六萬四千五百五十六圓三十九錢九厘なりしもの、二十九年には登記十五萬八千七百十九件料金十四萬四千〇二十圓〇二錢となり、三十年には更に登記十三萬八千五百六十五件料金十八萬四千六百六十八圓八十二錢となるに至れり猶ほ之を細別すれば

地所 　に於て二十八年には登記十二萬三千八百三十件
 　　|| 料金五萬九千九百〇一圓〇七錢なりしに、二十九年に
 　　は登記十三萬六千百一十一件 || 料金十二萬三千三百四十
 　　一圓二十三錢六厘となり、三十年には登記十一萬八千〇
 　　三十八件 || 料金十四萬二千〇三十三圓四十八錢となり、

建[●]物

に於て二十八年には登記一萬八千三百三十件
料金三千五百三十八圓二十五錢四厘なりしに、二十九
年には登記二萬〇百六十七件||料金六千〇五十七圓五十
一錢九厘となり、三十年には登記一萬八千七百二十三件
||料金六千八百二十四圓三十一錢となり、

船[●]舶

に於て二十八年には登記二千〇六十五件||料金
六百十四圓八十七錢五厘なりしに、二十九年には登記二
千〇五十二件||料金九百十四圓九十六錢五厘となり、三
十年には登記九百三十一件||料金八百四十六圓九十三
錢となり、

商[●]事

に於て二十八年には登記二百十三件||料金五百
〇二圓二十錢なりしに、二十九年には登記三百七十九件
||料金一萬三千六百九十六圓となり、三十年には登記八

各所の登記
地所

百六十五件||料金三萬四千四百六十四圓十錢となるに
至れり。

此内に就て更に地所及び商事に關する登記并に料金を各處
に別てば

(一) 地所

福[△]岡[△]區[△]裁[△]判[△]所[△] に於て二十八年には登記二萬八千三百
十四件||料金一萬二千九百二十圓〇八錢なりしに、三十
年には年登記二萬八千四百四十三件||料金三萬〇〇七十二
圓六十一錢となり、

甘[△]木[△]區[△]裁[△]判[△]所[△]

に於て二十八年には登記一萬千六百十
四件||料金三千七百八十六圓九十錢九厘なりしに、三十
年には登記一萬〇三百八十二件||料金七千八百五十九
圓九十九錢となり、

飯塚區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬千五百二十件 料金五千七百七十六圓三十八錢なりしに、三十年には登記一萬〇四百六十件 料金一萬千百十五圓九十八錢となり、

久留米區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬六千五百六十件 料金八千五百七十九圓四十一錢五厘なりしに、三十年には登記一萬五千七百二十五件 料金二萬二千三百七十七圓二十八錢となり、

福岡區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬三千二百四十八件 料金五千四百七十圓四十四錢五厘なりしに、三十年には登記一萬二千八百五十七件 料金九千三百七十八圓九十九錢となり、

柳河區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬五千三百

七十件 料金七千五百二十五圓四十八錢五厘なりしに、三十年には登記一萬四千百十三件 料金一萬五千六百五十圓九十一錢となり、

小倉區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬一千百〇八件 料金八千六百四十六圓八十錢五厘なりしに、三十年には登記一萬千三百四十四件 料金二萬八千二百六十五圓七十三錢となり、

行事區裁判所 　に於て二十八年には登記一萬六千〇九十六件 料金七千七百五十九圓五十五錢五厘なりしに、三十年には登記一萬四千九百八十七件 料金一萬七千二百七十三圓九十九錢となるに至れり。

商事

(二) 商事

福岡區裁判所 　に於て二十八年には登記五十四件 料